

第1期 摂津市 障害福祉計画

平成18年度～20年度

平成19年3月 摂津市

発刊にあたって

平成 18 年 4 月、障害のある方がその有する能力及び適性に応じ、自立した生活を営むことができるよう、必要な支援を行い、安心して暮らせる地域社会の実現をめざすことを目的に掲げた障害者自立支援法が施行されました。

そして、この目的の下に、精神障害の方も制度に組み込みサービスの一元化が図られるとともに、地域生活支援や就労支援の強化が打ち出されました。

しかし、その一方で、原則定率 1 割の利用者負担制度が導入されるなどこれまでの障害福祉のあり方から大きな転換が図られました。

このような中で、本市におきましては平成 18 年 3 月に策定しました「摂津市障害者施策に関する長期行動計画(第 3 次)」の理念である「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を実現すべく「自立」を強調するのではなく、そのための「支援」を充実するという観点から国制度の介護給付・訓練等給付・補装具と市町村事業である地域生活支援事業を併せた総合負担上限制度の創設や知的障害児通園施設の利用者負担の特例措置など本市独自の軽減措置を設け、利用者負担の軽減に努めてまいりました。

また、「障害のある方の自立支援」は厳しい財政状況の中においても、本市の重点施策と位置付け、施策の充実に努めてきたところです。

本市におけるこのような取り組みを踏まえて、このたび平成 20 年度までの各年度及び平成 23 年度の障害福祉サービス等の必要見込量を設定し、その確保のための方策等を示した「第 1 期摂津市障害福祉計画」を策定いたしました。

計画に盛り込まれた内容は、障害福祉施策の充実に図ることによって、本市のまちづくりの大きなテーマであります「人間基礎教育」の考え方に立った人間性のあふれる元気な地域づくり、そしてそれを支える人づくりに結びつくものと確信しておりますので、市民の皆様と関係各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びになりましたが、本計画策定にあたり「摂津市障害者施策推進協議会」の委員の皆様をはじめ多くの市民の方々から貴重なご意見をいただきましたことを心からお礼申し上げます。

平成 19 年 3 月

摂津市長 森山 一正

[目 次]

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画期間	2
3	計画の位置づけと上位・関連計画	3
4	法令による根拠等	4
5	策定の経緯	5
6	計画の対象	5
7	障害者自立支援法のポイント	6
第2章	本市の障害のある方の現状	8
1	障害のある方の推移	8
2	支援費制度の状況	12
3	地域での生活支援施策の状況	13
3-1	ホームヘルプサービスの利用状況	13
3-2	ガイドヘルプサービスの利用状況	14
3-3	デイサービスの利用状況	14
3-4	ショートステイの利用状況	15
3-5	グループホームの利用状況	16
3-6	補装具及び日常生活用具等	17
3-7	居宅サービス提供事業所の状況	17
3-8	施設整備の状況	18
3-9	「(仮想) なみはや市」との比較	20
4	就労の状況	22
4-1	就労の希望	22
4-2	市役所における取り組み	24
4-3	雇用・就労に向けた相談・支援	24
4-4	小規模通所授産施設・福祉作業所	25
5	相談体制について	27
5-1	権利擁護施策	27
5-2	精神障害の方に対する相談業務	27
5-3	相談支援事業	28

第3章 基本理念と施策の方向性	29
1 基本理念	29
2 基本的な考え方	31
3 施策の方向性	32
3-1 訪問系サービスの推進	33
3-2 日中活動系サービスの再編	37
3-3 地域生活への移行を支える居住施策の推進	41
3-4 雇用・就労施策の充実	45
3-5 相談・サービス利用体制の整備	51
3-6 市が実施主体となる地域生活支援事業の推進	59
第4章 障害福祉サービスと地域生活支援事業の目標と見込	62
1 目標	62
1-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	62
1-2 入院中の精神障害の方の地域生活への移行	62
1-3 福祉施設から一般就労への移行	63
2 見込量	64
2-1 障害福祉サービス	64
2-2 地域生活支援事業	67
第5章 計画の推進体制	70
1 庁内の連携	70
2 障害のある方や住民による取り組みの推進	70
3 サービス提供事業者や民間事業者の役割	70
4 計画の広報・啓発活動	71
5 近隣市町との連携の強化	71
資 料	72
計画策定の経緯	72
摂津市障害者施策推進協議会	73
障害者自立支援法要綱	76

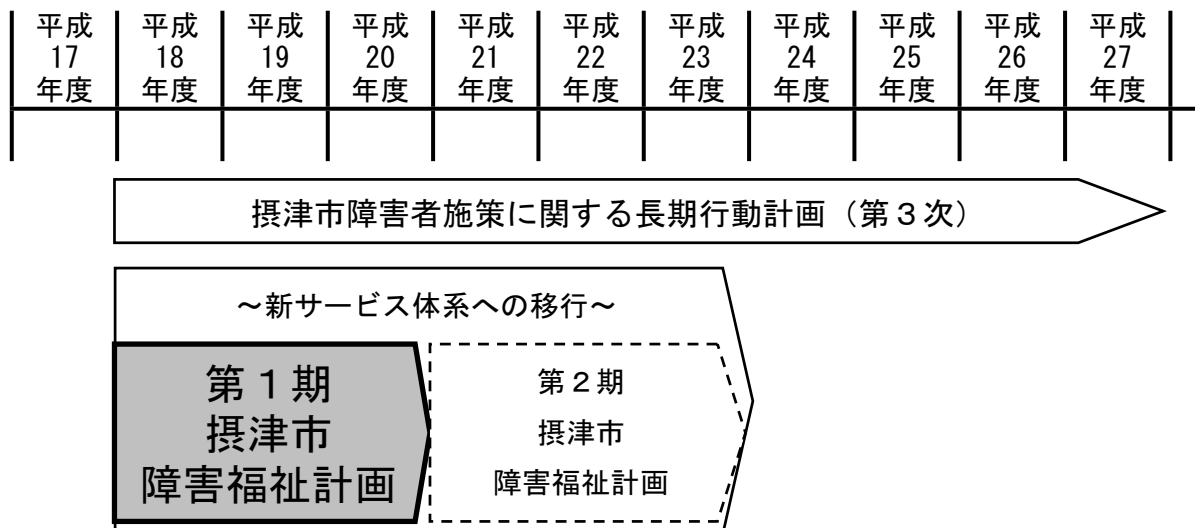
第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

- 障害福祉に係るサービスは、平成15年に、これまで行政が提供するサービス内容を決めていた「措置制度」から、障害のある方それぞれの自己決定に基づく「支援費制度」に変わり、社会で支え合う福祉施策の枠組みがつくられました。これを受けて、本市では、平成18年3月に「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」を策定し、「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、障害のある方一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし、自己選択と自己決定の下に、自立と社会への参加・参画を実現し、その人らしい生活を送れるように支援する共生のまちづくりを進めてきました。
- また、本市の障害福祉施策においては、各種通所施設や「市立みきの路」の整備など、日中活動の場の確保を中心に一定の成果をおさめてきました。しかし、ホームヘルプサービス等の利用が大阪府の目標より低位であることや、国や大阪府が施設入所から地域生活移行を重要視している流れの中で、今後は、増大すると見込まれる居宅系サービスのニーズに対し、ホームヘルプサービスの充実やグループホーム等の整備が課題となっています。
- 一方、近年、障害福祉制度に対して、在宅サービスの支給費の増大による財源不足の問題、精神障害の方を中心としたサービスの遅れ、サービス水準の地域格差等が全国的に指摘されるようになりました。
- このような中、平成18年4月に障害福祉の新たな改革として、障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す「障害者自立支援法」が制定され、平成18年度中に障害福祉計画の策定が義務づけられました。今回の法制定により、「支援費制度」では対象外であった精神障害の方がようやく障害福祉サービスの対象に含まれるとともに、施設や事業体系の再編を包含した新たなサービス体系の下で事業を展開していくこととなりました。また、利用者負担の仕組みが従来の「支援費制度」から大きく変わるなど、障害福祉の枠組みが抜本的に見直されています。このような制度改正を本市の障害のある方の視点から着実に進めていくために障害福祉計画の策定は重要な意味を持つこととなります。
- 本市では、新たな障害福祉制度に対応するために、平成18年度から平成20年度を第1期とする障害福祉計画を策定し、障害福祉サービス等の整備方針を明確にした上で、地域基盤を計画的に整備していくこととします。計画策定により障害福祉サービスの水準を高め、障害のある方の地域での自立を目指します。

2 計画期間

本計画は、平成18年度から平成20年度までの3年間の計画期間とし、平成20年度までの各年度及び平成23年度末の障害福祉サービス等の必要見込量を設定しています。また、次期計画は平成21年度から平成23年度までの3年間の計画期間として平成20年度中に策定します。

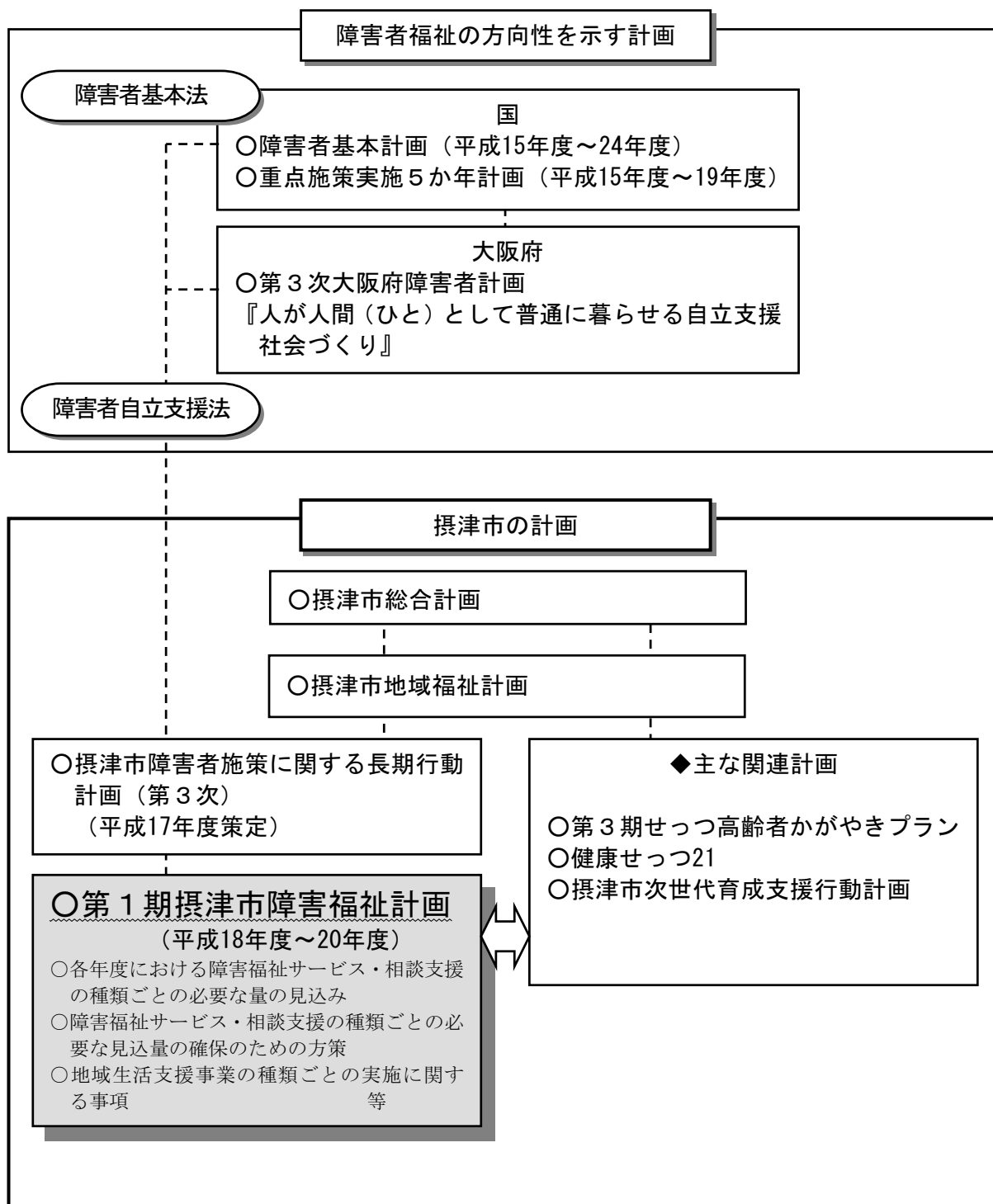


国が定めた目標の項目

- 「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」のサービス見込量の設定
- 平成23年度末までに、現在の入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行することをめざす。これにあわせて、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する。
- 平成24年度までに精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」（以下「退院可能精神障害者」という）の解消をめざす。これにあわせて、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定するとともに、医療計画^①における基準病床数の見直しを進める。
- 平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とすることをめざす。これにあわせて、福祉サイドにおける就労支援を強化する観点から、「就労継続支援」利用者のうち、3割はA（雇用）型をめざす。
- 地域生活支援事業の事業量の設定

^① 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第1項に規定する医療計画です。

3 計画の位置づけと上位・関連計画



4 法令による根拠等

○ 法令などによる本計画の根拠

本計画は、障害者自立支援法第88条の規定^②に基づき策定するものです。なお、「市町村障害福祉計画」の策定にあたっては、同法において国の定める「基本指針」（厚生労働省告示第395号）に則することも併せて規定されており、本計画もそれに基づいて策定します。

○ 近年の関連法令の動向

・平成17年4月 発達障害者支援法施行

発達障害のある方への発達支援に関する国や地方公共団体の責務について定めました。

・平成18年4月 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律全面施行

精神障害の方に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携による就業支援

・平成18年4月 障害者自立支援法^③一部施行

・平成18年6月 学校教育法等の一部を改正する法律成立

児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正

・平成18年10月 障害者自立支援法全面施行

^② 第88条第1項

市町村は、基本指針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

第88条第4項

市町村障害福祉計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

等

^③ 76頁の資料参照

5 策定の経緯

(1) 障害者福祉関係団体、事業者等の実態・ニーズの把握

障害者当事者団体及び関連団体、事業者を対象として、各団体における活動の実態や課題、サービス提供事業所の新体系への移行希望等をヒアリング調査で把握しました。

(2) 摂津市障害者施策推進協議会による計画策定の検討

ヒアリング調査結果等の分析を行い、国や府の指針等も踏まえた障害福祉計画を検討する必要があることから、保健、医療、福祉関係者や当事者団体などの各代表により構成された「摂津市障害者施策推進協議会」が計画策定委員会を兼任し、計画の方向性や具体的な取り組みの検討を行いました。

(3) 庁内での検討・協議

障害者施策は、保健・医療・福祉の分野だけにとどまらず、障害のある方のライフステージやライフスタイルに応じた幅広い分野の視点から施策を実施していく必要があります。そのため、本計画の各施策に関連する担当部課係との協議・調整を緊密に行いました。

(4) パブリックコメントの実施

市民のみなさまに、計画の内容を精査していただくため、計画案を本市のホームページで公開し、パブリックコメントを実施しました。

6 計画の対象

本計画が対象とする「障害者」とは、障害者基本法第2条で定められている「身体障害、知的障害、または精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」のほか、現行の障害認定基準だけではとらえきれない「てんかん及び難病に起因する身体または精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障のある人」、「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害のある方」など、日常生活・社会生活における自立と社会参加で支援を必要とする人も指します。

7 障害者自立支援法のポイント

障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、平成18年4月に障害者自立支援法が施行されました。

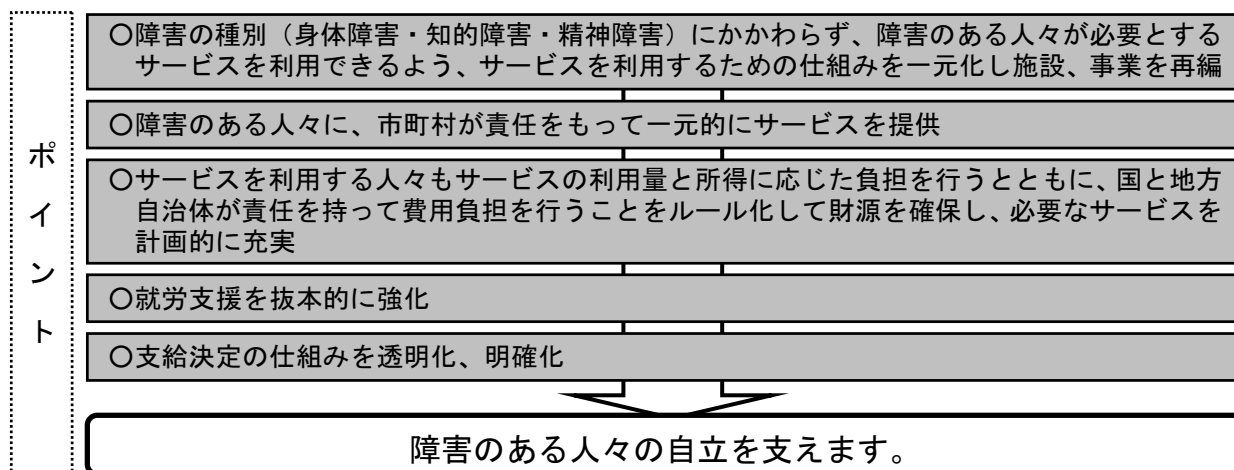
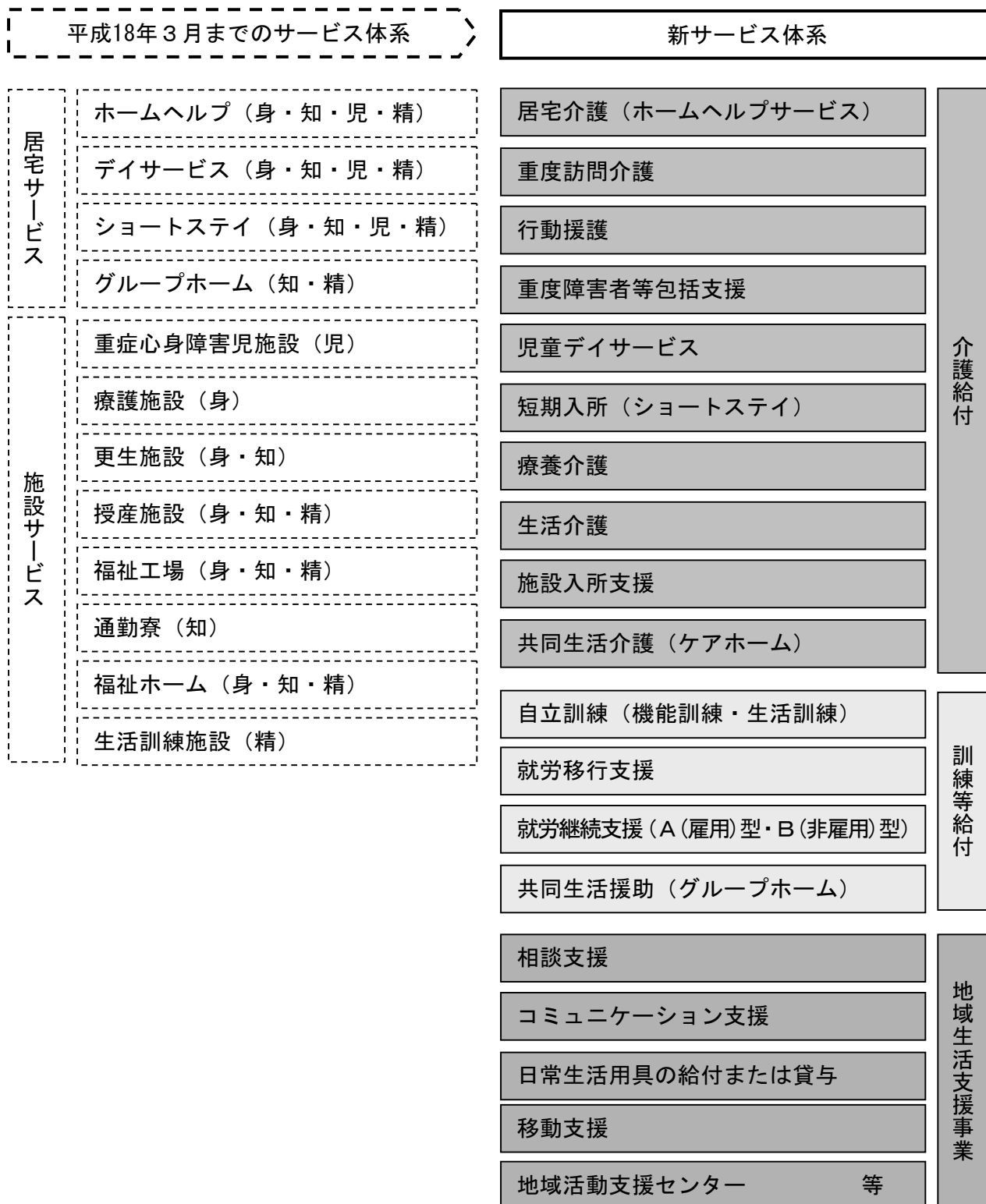


表 障害者自立支援法による制度改革と過去の比較

平成18年3月31日以前の 全国の状況	障害者自立支援法による改革	
<ul style="list-style-type: none"> ・三障害種別（身体、知的、精神）の制度体系（精神障害の方は支援費制度の対象外） ・実施主体は都道府県と市町村に二分化 	障害者施策を三障害一元化	<ul style="list-style-type: none"> ・三障害の制度格差を解消し、精神障害の方も含めたサービス体系になった。 ・市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれを支援
<ul style="list-style-type: none"> ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系 ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態と乖離 	利用者本位のサービス体系に再編	<ul style="list-style-type: none"> ・33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編。あわせて「地域生活支援」、「就労支援」の事業や重度の障害のある方を対象としたサービスが創設された。 ・規制緩和を進め既存の社会資源を活用
<ul style="list-style-type: none"> ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所 ・就労を理由とする施設退所者はわずか1% 	就労支援の抜本的強化	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな就労支援事業を創設 ・雇用施策との連携を強化
<ul style="list-style-type: none"> ・全国共通の利用ルール（支援の必要度を判定する客観的基準）がない。 ・支給決定のプロセスが不透明 	支給決定のプロセスの透明化、明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）を導入 ・審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化
<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者は急増する見込み ・不確実な国の費用負担 	安定的な財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・国の費用負担の責任を強化（費用の2分の1を負担） ・利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みにかえる。

図 旧サービス体系と新サービス体系の関係



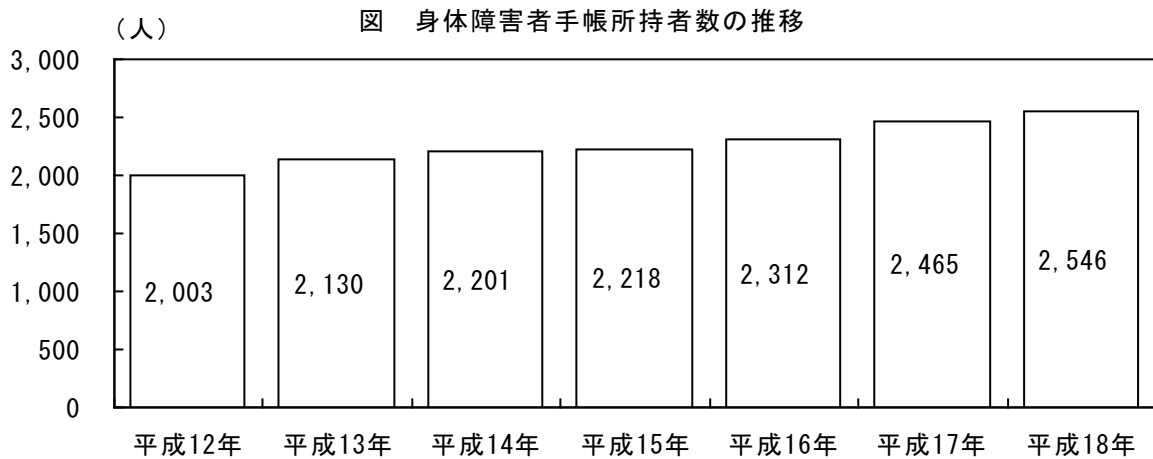
(注) 図内の略号はそれぞれ、「身＝身体障害の方」、「知＝知的障害の方」、「精＝精神障害の方」、「児＝障害のある児童」を指す。

第2章 本市の障害のある方の現状

1 障害のある方の推移

◆ 身体障害者手帳所持者数の推移

平成18年4月1日現在の身体障害者手帳所持者は2,546人で、平成12年4月1日の2,003人から年々増加しています。平成18年4月1日を平成12年4月1日と比較すると約1.27倍となっています。

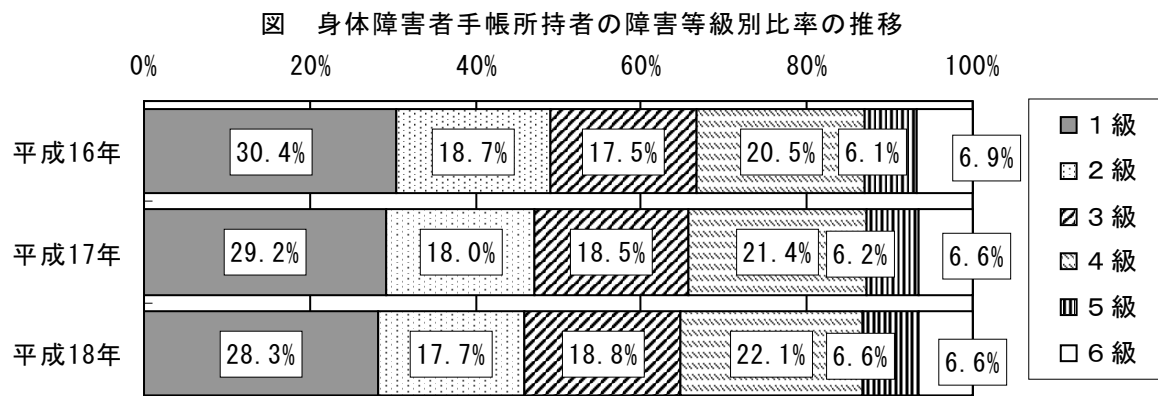


* 4月1日現在

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

◆ 身体障害者手帳所持者の障害等級別比率の推移

身体障害者手帳所持者の障害等級別比率の推移をみると、平成16年4月1日に対する平成18年4月1日の差は4級が1.6ポイント増で最も高く、次いで3級（1.3ポイント増）となっています。平成18年4月1日現在の身体障害者手帳所持者の障害等級別比率をみると、1級が28.3%で最も多く、次いで4級（22.1%）となっています。



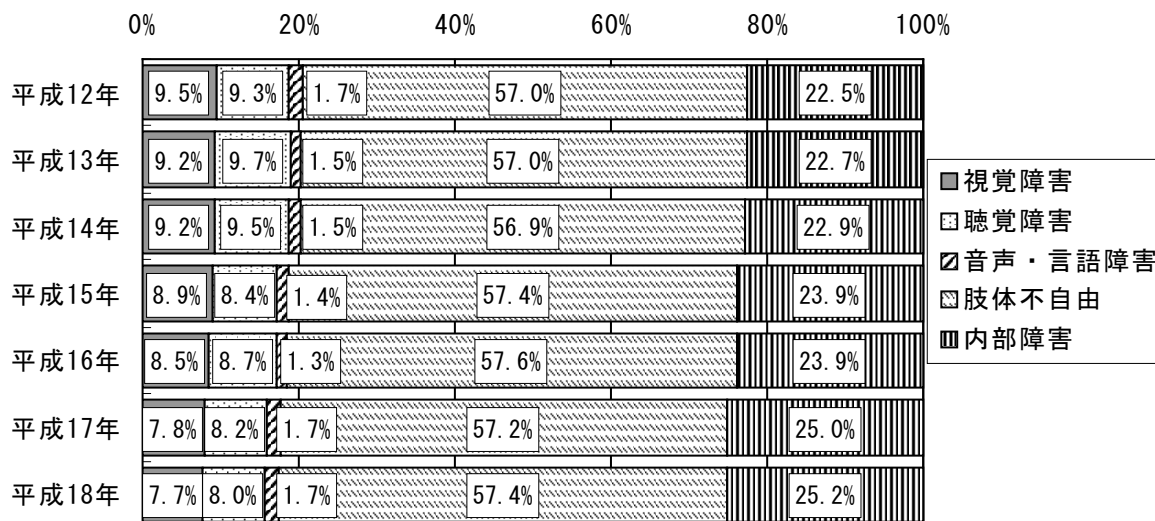
* 4月1日現在

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

◆ 身体障害者手帳所持者の障害種類別比率の推移

身体障害者手帳所持者の障害種類別比率の推移をみると、平成12年4月1日に対する平成18年4月1日の差は内部障害が2.7ポイント増で最も高く、次いで肢体不自由（0.4ポイント増）となっています。平成18年4月1日現在の身体障害者手帳所持者の障害種類別比率みると、肢体不自由が57.4%で最も多く、次いで内部障害（25.2%）となっています。

図 身体障害者手帳所持者の障害種類別比率の推移



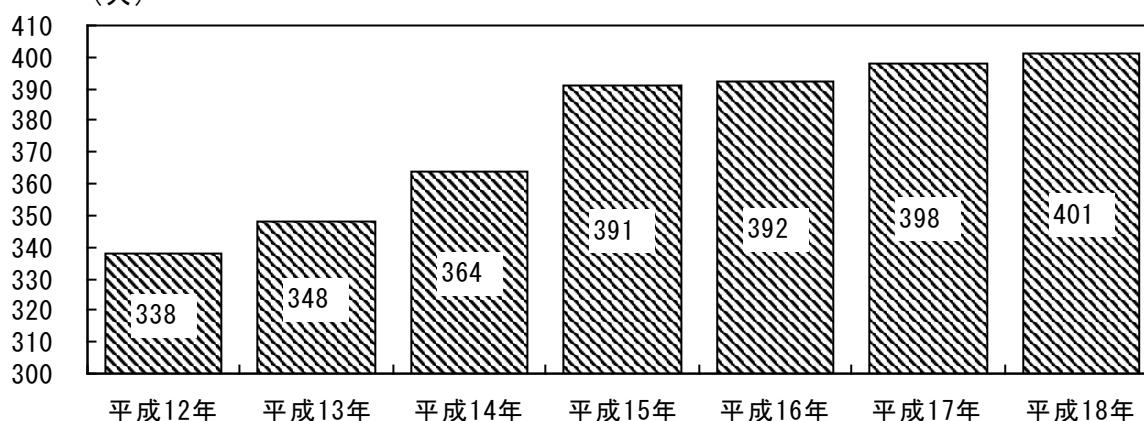
* 4月1日現在

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

◆ 療育手帳所持者数の推移

平成18年4月1日現在の療育手帳所持者は401人で、平成12年4月1日の338人から年々増加しています。

図 療育手帳所持者数の推移



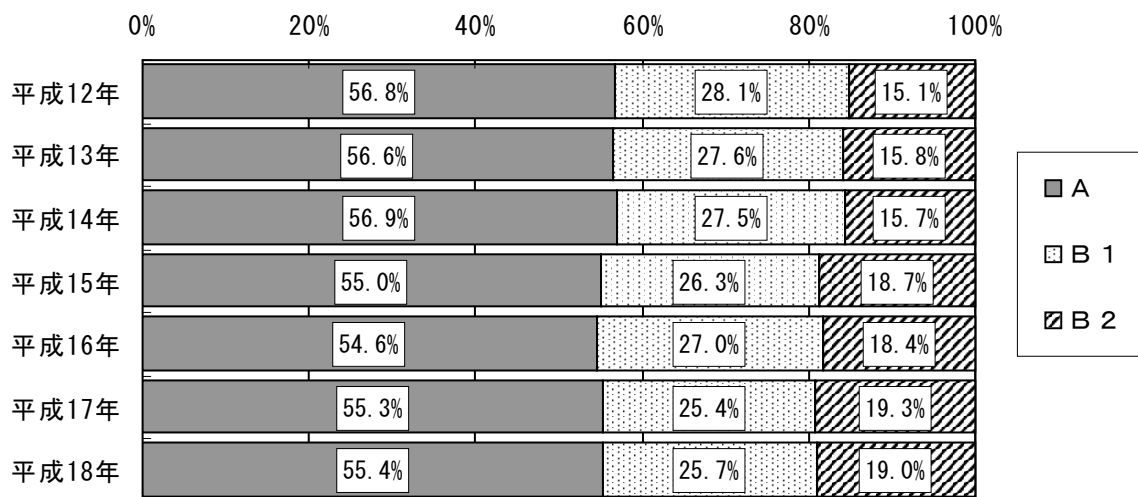
* 4月1日現在

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

◆ 療育手帳所持者の障害程度別比率の推移

平成18年4月1日現在で平成12年4月1日と比較すると療育手帳所持者の障害程度別比率はA（1.4ポイント減）とB1（2.4ポイント減）では減少していますが、B2（3.9ポイント増）では増加しています。平成18年4月1日現在の療育手帳所持者の障害程度別比率をみると、Aが55.4%で最も多く、次いでB1（25.7%）となっています。

図 療育手帳所持者の障害程度別比率の推移



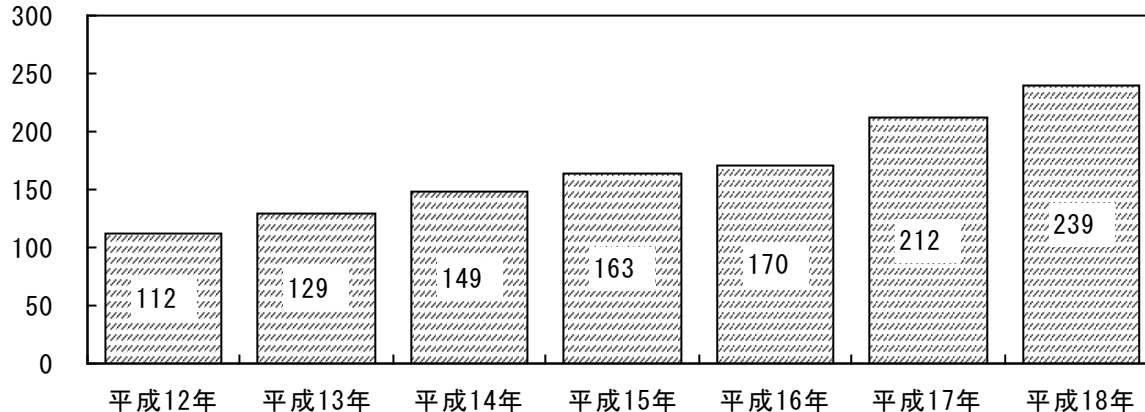
* 4月1日現在

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

◆ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成18年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は239人で、平成12年4月1日の112人から年々増加しています。精神障害の方は手帳所持者だけでなく、自立支援医療費受給者（従前の通院医療費公費負担制度交付者）なども含め、潜在的にはさらに多いと考えています。

図 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

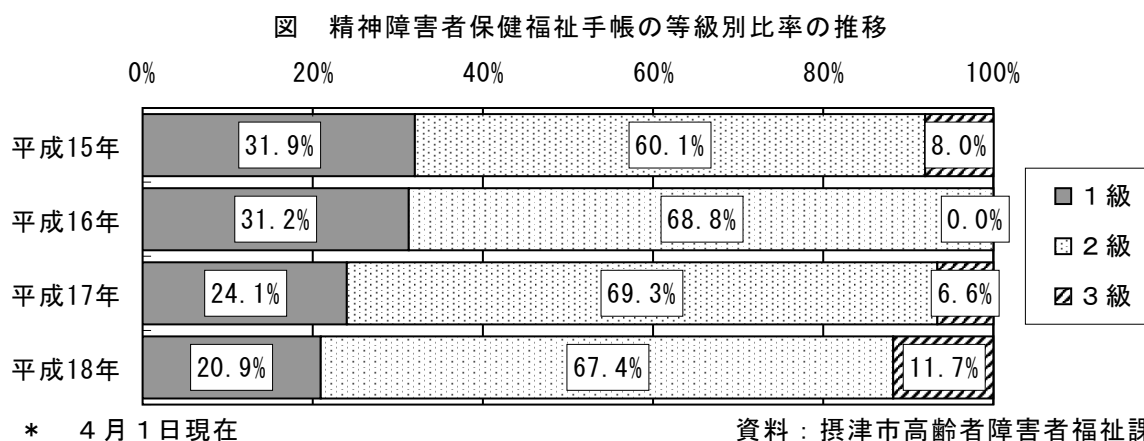


* 4月1日現在

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

◆ 精神障害者保健福祉手帳の等級別比率の推移

精神障害者保健福祉手帳の等級別比率の推移をみると、1級は平成18年4月1日現在で20.9%となっており、平成15年4月1日の31.9%から年々減少しています。2級は平成18年4月1日現在で67.4%となっており、平成17年から平成18年で若干減少するものの、平成15年4月1日の60.1%から概ね増加傾向にあります。平成18年4月1日現在で精神障害者保健福祉手帳の等級別の比率みると、2級が67.4%で最も多く、次いで1級（20.9%）となっています。



2 支援費制度の状況

平成15年4月から支援費制度が導入されました。平成18年4月からは障害者自立支援法の施行に伴い障害福祉サービスに変更されています。

◆ 居宅生活支援費及び障害福祉サービス受給者数の推移

居宅生活支援費及び障害福祉サービスの受給者をみると、身体障害の方、知的障害の方、障害のある児童の合計は平成18年4月が211人で平成15年4月（131人）の約1.6倍となっています。障害種別にみると、身体障害の方では平成18年4月は88人で平成15年4月（62人）の約1.4倍、知的障害の方では平成18年4月は78人で平成15年4月（56人）の約1.4倍、障害のある児童では平成18年4月は45人で平成15年4月（13人）の約3.5倍となっており、障害のある児童を中心に受給者が急増しています。

表 居宅生活支援費及び障害福祉サービス受給者数の推移

(単位：人)

		平成15年 4月	平成15年 10月	平成16年 4月	平成16年 10月	平成17年 4月	平成17年 10月	平成18年 4月
受給者 (実人数)	身体障害	62	62	76	85	89	88	88
	知的障害	56	56	64	68	74	79	78
	障害のある 児童	13	13	22	28	36	45	45
	合計	131	131	162	181	199	212	211

* 平成18年4月から居宅生活支援費受給者証は障害福祉サービス受給者証となりました。

* 障害福祉サービスは精神障害の方も含みますがここでは表記していません。

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

◆ 施設訓練等支援費受給者・利用者数の推移

施設訓練等支援費受給者・利用者数の推移をみると、平成18年4月現在の身体障害の方は18人で平成15年4月の14人から増加傾向が続いています。知的障害の方では平成18年4月は92人で平成15年4月の91人から90人台前半で推移しています。

表 施設訓練等支援費受給者・利用者数の推移

(単位：人)

		平成15年 4月	平成15年 10月	平成16年 4月	平成16年 10月	平成17年 4月	平成17年 10月	平成18年 4月
受給者・ サービス利 用者 (実人数)	身体障害	14	14	15	15	16	16	18
	知的障害	91	93	92	91	94	92	92
	合計	105	107	107	106	110	108	110

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

3 地域での生活支援施策の状況

3-1 ホームヘルプサービスの利用状況

ホームヘルプサービスは平成15年度から支援費制度に移行し、現在、市内のサービス提供事業所は8箇所となっています。また、精神障害の方のホームヘルプサービスは平成14年度から実施しています。現在、市内のサービス提供事業所は社会福祉協議会1箇所だけとなっています。

ホームヘルプサービスの利用状況をみると、身体障害や知的障害の方、障害のある児童の派遣時間数の合計は平成17年度が10,014時間で平成16年度(11,757時間)を下回っています。精神障害の方の利用実人員は平成17年度が23人で平成16年度(18人)を上回っています。ホームヘルプサービスの利用実人数を半年ごとにみると、いずれの障害でも利用者が増加傾向にあります。

障害者自立支援法の施行に伴い平成18年4月から精神障害の方のホームヘルプサービスも自立支援給付の介護給付に包括されました。

表 ホームヘルプサービスの利用状況(身体障害や知的障害の方、障害のある児童)

	平成16年度	平成17年度
派遣時間数	11,757時間	10,014時間

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

表 精神障害の方ホームヘルプサービスの利用状況

	平成16年度	平成17年度
利用実人員	18人	23人
派遣時間数	1,261.5時間	1,520.5時間

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

表 ホームヘルプサービスの利用状況

(単位：実人数)

		平成15年 4月	平成15年 10月	平成16年 4月	平成16年 10月	平成17年 4月	平成17年 10月	平成18年 4月
利用者	身体障害	48	58	60	58	60	63	68
	知的障害	16	17	20	20	25	28	35
	精神障害	7	6	9	10	14	16	22
	障害のある児童	8	9	20	16	24	20	26

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

3-2 ガイドヘルプサービスの利用状況

ガイドヘルプサービスは平成15年度から支援費制度に移行しました。また、制度移行に伴い、障害のある児童のガイドヘルプサービスが新たに制度化されました。現在、市内のサービス提供事業所は5箇所となっています。

ガイドヘルプサービスの利用状況を見ると、身体障害や知的障害の方、障害のある児童の派遣時間数の合計は平成17年度が9,234時間で平成16年度（11,867時間）を下回っています。

障害者自立支援法の施行に伴い、ガイドヘルプサービスは平成18年10月から市が事業主体である地域生活支援事業の「移動支援事業」に一部を除いて移行しました。

表 ガイドヘルプサービスの利用状況（身体障害や知的障害の方、障害のある児童）

	平成16年度	平成17年度
派遣時間数	11,867時間	9,234時間

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

3-3 デイサービスの利用状況

平成14年度から、「市立みきの路」で知的障害者デイサービス事業（定員15名）を実施しています。平成15年度からは、「とりかい白鷺園」（定員5名）及び「市立身体障害者福祉センター」（定員10名）の身体障害者デイサービスもともに支援費制度に移行しました。また、市立障害児童センターの障害児通園事業「めばえ園」（定員15名）も児童デイサービスとして支援費制度に移行しました。

障害者自立支援法の施行に伴い、施設の機能に着目したサービス体系の再編が行われ、概ね5年程度かけて新体系へ移行する予定になっています。平成18年10月現在、知的障害のデイサービスは、自立支援給付の介護給付費の中に「生活介護」として移行しましたが、身体障害のデイサービスは市が事業主体である地域生活支援事業の「障害者デイサービス事業」となっています。なお、児童デイサービスは自立支援給付の介護給付の中に位置づけられています。

表 市内のデイサービスの施設数

	平成16年度	平成17年度
身体障害者（児）デイサービス施設	2施設	2施設
知的障害者（児）デイサービス施設	1施設	1施設
児童デイサービス施設	1施設	1施設

表 デイサービスの利用状況

（単位：実人数）

		平成15年 4月	平成15年 10月	平成16年 4月	平成16年 10月	平成17年 4月	平成17年 10月	平成18年 4月
利用者	身体障害	32	36	31	29	30	29	29
	知的障害	10	11	13	12	14	14	15
	障害のある児童	19	25	8	17	13	14	16

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

3-4 ショートステイの利用状況

平成9年7月から特別養護老人ホームの「市立せつつ桜苑」で高齢者の短期入所事業とは別に身体障害者短期入所事業（定員2名）を実施し、平成12年度から、特別養護老人ホーム「とりかい白鷺園」でも高齢者短期入所事業の空きベッドを利用して身体障害者短期入所事業を実施しています。

また、平成15年1月からは「市立みきの路」で知的障害者短期入所事業（定員5名）を実施しました。

平成17年4月からはふれあいの里の「市立はばたき園」において、知的障害の方と障害のある児童を対象とした日中受け入れの短期入所事業を実施しました。なお、精神障害の方の短期入所事業は平成14年度から実施していますが、市内で事業を実施している施設はありません。

平成18年度の障害者自立支援法の施行に伴い、これまでのショートステイが、宿泊を伴う場合は介護給付の短期入所（ショートステイ）となり、宿泊を伴わない場合は市が事業主体である地域生活支援事業の日中一時支援に位置づけられています。

現在、利用者や家族のニーズに応じて、柔軟な運用を図っていくことや精神障害の方のショートステイや障害のある児童の宿泊を伴う短期入所が市内で実施できていないことが課題となっています。

表 市内のショートステイの床数

	平成16年度	平成18年度
身体障害者短期入所	2床（桜苑） +特養の空き床 （とりかい白鷺園）	2床（桜苑） +特養の空き床（とりかい白鷺園）
知的障害者・児童短期入所	5床（みきの路） （知的障害者のみ）	5床（みきの路）（知的障害者のみ） +〔はばたき園、障害児童センター〕 （日中のみ） ⇨ 日中一時支援

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

表 ショートステイの利用状況

（単位：実人数）

		平成16年 4月	平成16年 10月	平成17年 4月	平成17年 10月	平成18年 4月
利用者	身体障害	7	6	7	5	4
	知的障害	11	14	11	11	13
	障害のある児童	2	3	3	1	6

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

3-5 グループホームの利用状況

平成16年4月から（福）光摂会が民間の一軒家を賃借して知的障害の方のグループホーム2箇所（8人）を、（福）あけぼの福祉会が府営住宅を賃借して精神障害の方のグループホーム1箇所（4人）を開設しています。なお、精神障害の方のグループホームは平成14年度から制度化されています。平成18年3月には、（福）大阪府障害者福祉事業団の障害者地域移行支援センター三島「あいあい・みしま」が知的障害の方のグループホーム1箇所（4人）を開設しています。

平成18年度の障害者自立支援法の施行に伴い、これまでのグループホームが、介護給付の共同生活介護（ケアホーム）と訓練等給付の共同生活援助（グループホーム）に位置づけられています。平成18年11月からは（福）光摂会と（福）あけぼの福祉会が府営住宅を賃借して、1箇所ずつ知的障害の方と精神障害の方のグループホーム・ケアホームを開設しています。

現在、グループホームはほぼ満員の状況ですが、体験入所についての要望等もあり、引き続きグループホーム等の整備が必要となっています。

表 市内のグループホームの箇所数

	平成16年度	平成18年度
グループホーム（知的障害）	2箇所（8人）	4箇所（14人）
グループホーム（精神障害）	1箇所（4人）	2箇所（8人）

* （福）光摂会のグループホームは3箇所で定員10人

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

表 グループホームの利用状況

（単位：実人数）

		平成15年 4月	平成15年 10月	平成16年 4月	平成16年 10月	平成17年 4月	平成17年 10月	平成18年 4月
利用者	知的障害	4	5	12	11	12	12	12
	精神障害	0	0	3	3	3	4	5

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

3-6 補装具及び日常生活用具等

障害者自立支援法の施行に伴い、補装具が自立支援給付に包括される中で、補装具と日常生活用具の種目の見直しを行いました。日常生活用具は市が事業主体である地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業に位置づけられ、日常生活上の便宜を図るための用具の給付または貸与を行っています。

表 補装具及び日常生活用具等の推移

年度	補装具			日常生活用具	
	交付件数	修理件数	公費負担額	給付件数	公費負担額
平成16年度	640件	168件	29,242,433円	69件	4,841,886円
平成17年度	801件	156件	37,912,075円	55件	4,103,697円

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

3-7 居宅サービス提供事業所の状況

居宅サービス提供事業所の状況は次のとおりです。

表 居宅サービス提供事業所の状況

(単位：箇所)

	平成15年				平成16年			
	ホームヘルプ	デイサービス	ショートステイ	グループホーム	ホームヘルプ	デイサービス	ショートステイ	グループホーム
身体障害の方	6	2	2	0	6	2	2	0
知的障害の方	4	1	1	0	4	1	1	2
障害のある児童	2	1	0	0	2	1	0	0
精神障害の方	1	0	0	0	1	0	0	1
	平成17年				平成18年			
	ホームヘルプ	デイサービス	ショートステイ	グループホーム	ホームヘルプ	デイサービス	ショートステイ	グループホーム
身体障害の方	9	2	2	0	10	2	2	0
知的障害の方	7	1	1	2	7	1	1	4
障害のある児童	6	1	0	0	6	1	0	0
精神障害の方	1	0	0	1	1	0	0	2

* 10月1日現在

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

3-8 施設整備の状況

本市では、重度重複障害のある方が自宅に閉じこもることのないように知的障害者通所更生施設「市立はばたき園」で受け入れています。

また、24時間対応の拠点施設として、平成14年1月に知的障害者入所更生施設の「市立みきの路」が竣工し、知的障害の方の入所更生、デイサービス（平成18年10月からは「生活介護」）、短期入所を実施しています。

本市において、市立の障害者（児）福祉施設が5施設ありますが、平成18年4月からの指定管理者制度の導入や障害者自立支援法の施行に伴う施設体系の再編などで一層の経営努力とサービスの質の向上が求められています。

◆ 形態別知的障害者施設の利用者の推移

形態別知的障害者施設の利用者の推移をみると次のとおりです。

表 形態別知的障害者施設の利用者の推移

(単位：実人数)

	平成15年 4月	平成15年 10月	平成16年 4月	平成16年 10月	平成17年 4月	平成17年 10月	平成18年 4月
知的障害者更生施設（入所）	57	58	56	56	56	55	54
知的障害者更生施設（通所）	10	10	15	14	16	15	17
知的障害者授産施設（入所）	1	1	2	2	2	2	2
知的障害者授産施設（通所）	23	24	19	19	20	20	19
知的障害者福祉工場	0	0	0	0	0	0	0
旧法定サービス合計	91	93	92	91	94	92	92

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

◆ 形態別知的障害者施設の利用状況

施設所在地別の利用状況は次のとおりです。

表 形態別知的障害者施設の利用状況

	利用者実人数			事業所数
	施設所在地			
	市内	府内	府外	市内
知的障害者更生施設（入所）	22	30	3	1
知的障害者更生施設（通所）	15	0	0	1
知的障害者授産施設（入所）	0	1	1	0
知的障害者授産施設（通所）	18	2	0	1
旧法定サービス合計	55	33	4	3

* 平成17年10月1日現在

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

◆ 本市の障害者福祉施設の分布

市内の障害者福祉施設は次のとおりです。

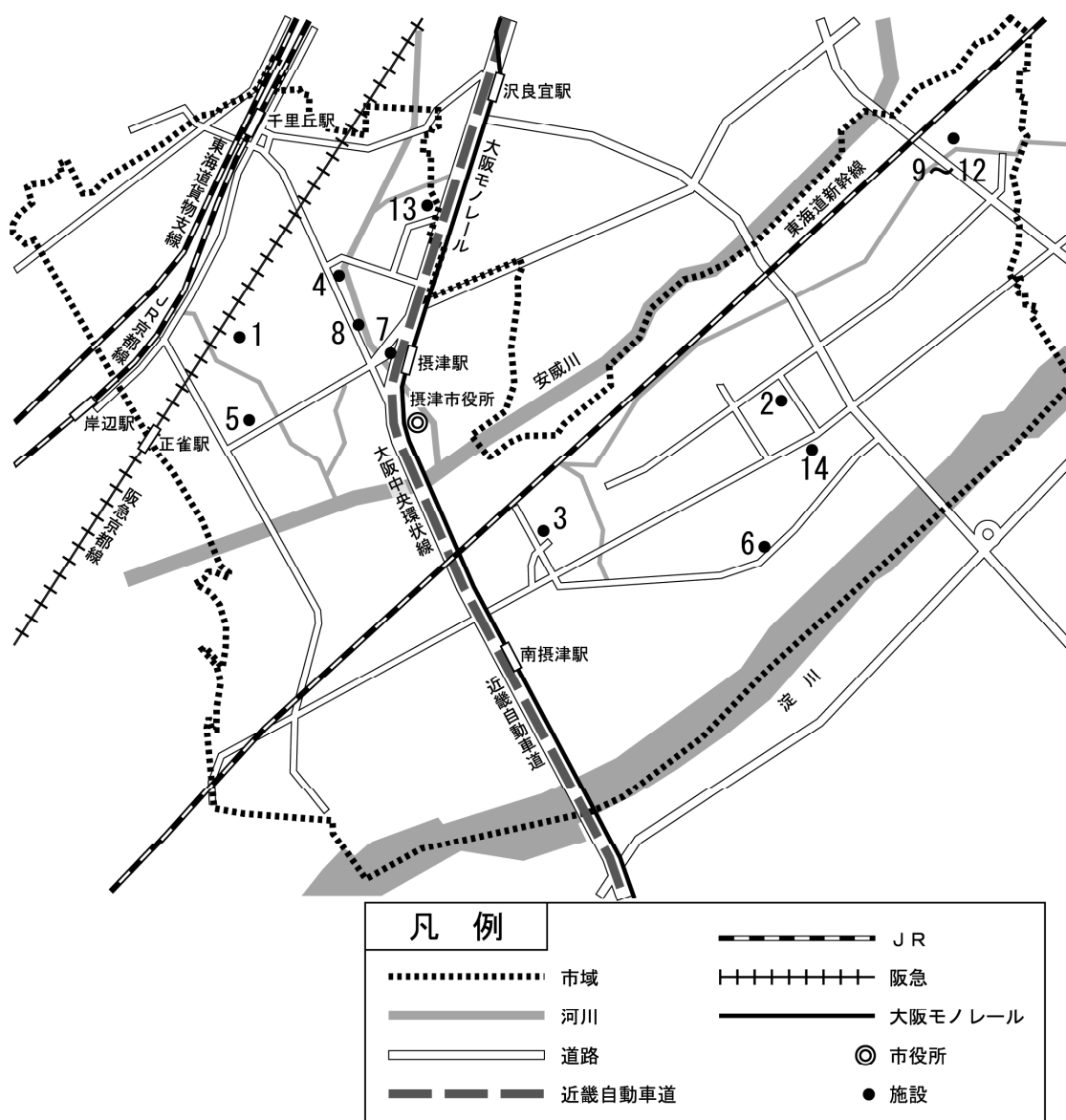


表 市内の障害者福祉施設

NO	施設名	種類
1	摂津ハッピー作業所	知的障害者通所授産施設（小規模）
2	あけぼの作業所	精神障害者通所授産施設（小規模）
3	作業所 あい	知的障害者通所授産施設（小規模）
4	摂津交流センター バクの家	身体障害者通所授産施設（小規模）
5	作業所 風と夢	知的障害者通所授産施設（小規模）
6	ひまわり作業所	福祉作業所
7	マインドプラザ・OWL	福祉作業所（精神）
8	地域活動支援センターあしすと	福祉作業所（精神）
9	市立ひびき園	知的障害者通所授産施設
10	市立はばたき園	知的障害者通所更生施設
11	せつつくすのき	摂津市障害者職業能力開発センター
12	身体障害者・老人福祉センター	
13	市立みきの路	知的障害者入所更生施設
14	障害児童センター	知的障害児通園施設

*平成18年4月

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

3-9 「(仮想) なみはや市」との比較

大阪府は平成15年3月に策定した「第3次大阪府障害者計画」において、大阪府内の仮想の都市として人口10万人の「(仮想) なみはや市」を想定し、現状での障害のある方の生活状況やニーズなどをもとに、平成24年度に向けて求められる障害者福祉の姿を描くとともに平成19年度時点におけるサービスの必要量を試算しています。

次の頁の表は大阪府が試算した「(仮想) なみはや市」における平成19年度末時点でのサービスの必要量と本市におけるサービスの提供実績を比較したものです。

表の1段目は「(仮想) なみはや市」における平成19年度時点でのサービスの必要量の数値(目標数値)です。2段目は「(仮想) なみはや市」の目標数値を人口約85,000人の本市に置き換えた場合の数値です。3段目は本市の平成17年度末時点のサービスの利用やサービスの基盤整備状況です。

3-9-1 身体障害・知的障害の方の場合

身体障害・知的障害の方について「(仮想) なみはや市」における目標数値(平成19年度末)に対する本市の平成17年度実績の比率を比較すると、グループホームが30.8%で最も低く、次いでホームヘルプ・ガイドヘルプサービス(37.7%)、ショートステイ(44.4%)となっています。このように、グループホーム、ホームヘルプ・ガイドヘルプサービス、ショートステイの利用実績が「(仮想) なみはや市」における目標数値に達していません。一方、日中活動の場である福祉作業所も含めた通所施設の整備は「(仮想) なみはや市」における目標数値(平成19年度末)を上回っています。

その理由については、日中活動の場である通所施設の整備が進んでいることや通所する場がない場合、自宅でのホームヘルプサービスの利用頻度が高くなると想定される重度重複障害のある方の通所先を「市立はばたき園」や「市立みきの路」のデイサービスで確保していることによると想定されます。一方で、制度の周知が不十分であることや、いわゆる制度を使い慣れていないという状況も大きな要因と想定されます。

従って、障害のある方ご本人も家族も通所サービスの利用は経験していても自宅においてサービスを利用するという経験やガイドヘルプサービス、ショートステイなど多様なサービスを組み合わせて生活を組み立てるといった経験が乏しいため、家族の介護が困難になったときは、グループホームなど地域の資源の整備がまだまだ十分でないことも相まって施設入所を選択するという傾向が強い現状にあります。

表 第3次大阪府障害者計画「(仮想) なみはや市」における目標数値(平成19年度末)と本市におけるサービスの提供実績との比較(身体障害・知的障害の方)

	ホーム・ガイドヘルプサービス	デイサービス	ショートステイ	グループホーム	通所施設(福祉作業所含む)
① 府目標	60,000 時間/年	25 人分/日	10 人分/日	45 人分	130 人分
② ①×85%	51,000 時間/年	22 人分/日	9 人分/日	39 人分	111 人分
③ 平成17年度実績	19,248 時間/年	17 人分/日	4 人分/日	12 人分	137 人分
④ (仮想) なみはや市に対する実績の比率 ③÷②×100	37.7%	77.3%	44.4%	30.8%	123.4%

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

3-9-2 精神障害の方の場合

精神障害の方についてみると、「(仮想) なみはや市」における目標数値(平成19年度末)に対する本市の平成17年度実績の比率を比較すると、通所施設は94.9%で「(仮想) なみはや市」の目標数値近くまで達しています。しかし、ホームヘルプサービスは11.2%でかなり低位にとどまっています。また、ショートステイとグループホームの実績についても「(仮想) なみはや市」の目標数値より低くなっています。ショートステイは市内にサービス提供事業所がなく、グループホームでも市内で2箇所の設置にとどまっており、今後の整備が課題となっています。

ホームヘルプサービスの対象者については、障害のある方ご本人に病識^④があり、主治医の意見等により、病状の安定性や通院状況等について確認した上で、サービスの提供が必要な方としています。病識がない人や医療を優先すべき方については保健所の担当となりますが、今後保健所との連携を強めながらこのような方々を福祉のサービスにつないでいくことが求められています。

表 第3次大阪府障害者計画「(仮想) なみはや市」における目標数値(平成19年度末)と本市におけるサービスの提供実績との比較(精神障害の方)

	ホームヘルプサービス	ショートステイ	グループホーム	通所施設(福祉作業所含む)
① 府目標	16,000 時間/年	150 日/年	12 人分	45 人分
② ①×85%	13,600 時間/年	128 日/年	11 人分	39 人分
③ 平成17年度実績	1,520.5 時間/年	19 日/年	4 人分	37 人分
④ (仮想) なみはや市に対する実績の比率 ③÷②×100	11.2%	14.8%	36.4%	94.9%

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

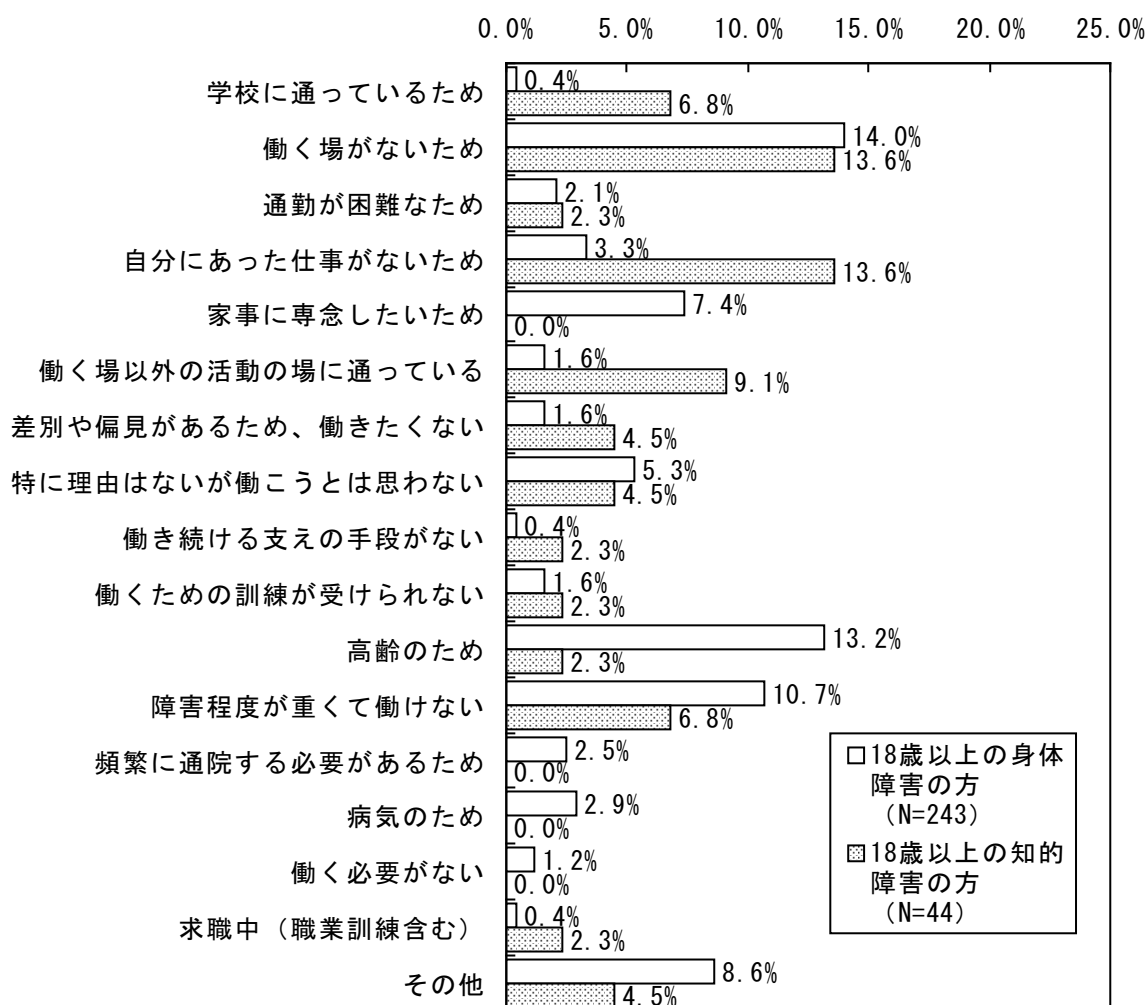
④ 自分が病気であるという自覚

4 就労の状況

4-1 就労の希望

平成17年に本市で実施した「摂津市障害者福祉施策に関する市民アンケート調査」をみると、18歳以上の身体障害・知的障害の方で現在働いていない理由は「働く場がないため」（14.0%、13.6%）が最も多く、次いで身体障害の方では「高齢のため」（13.2%）となっています。知的障害の方では「働く場がないため」と同率で「自分にあった仕事がないため」も多くなっています。

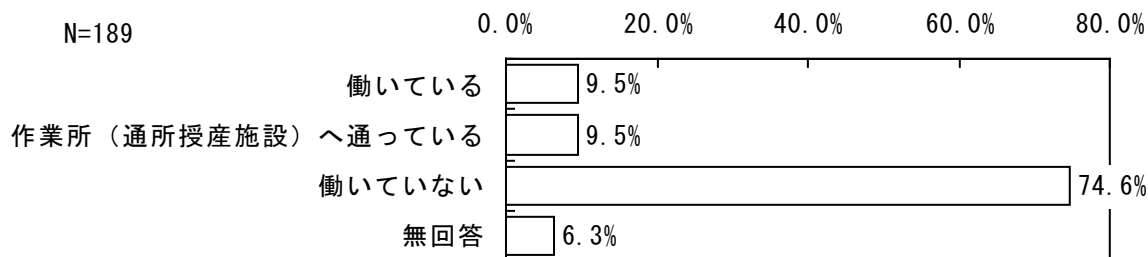
図 働いていない理由（身体障害・知的障害の方） 複数回答



資料：摂津市「摂津市障害者福祉施策に関する市民アンケート調査」（平成17年）

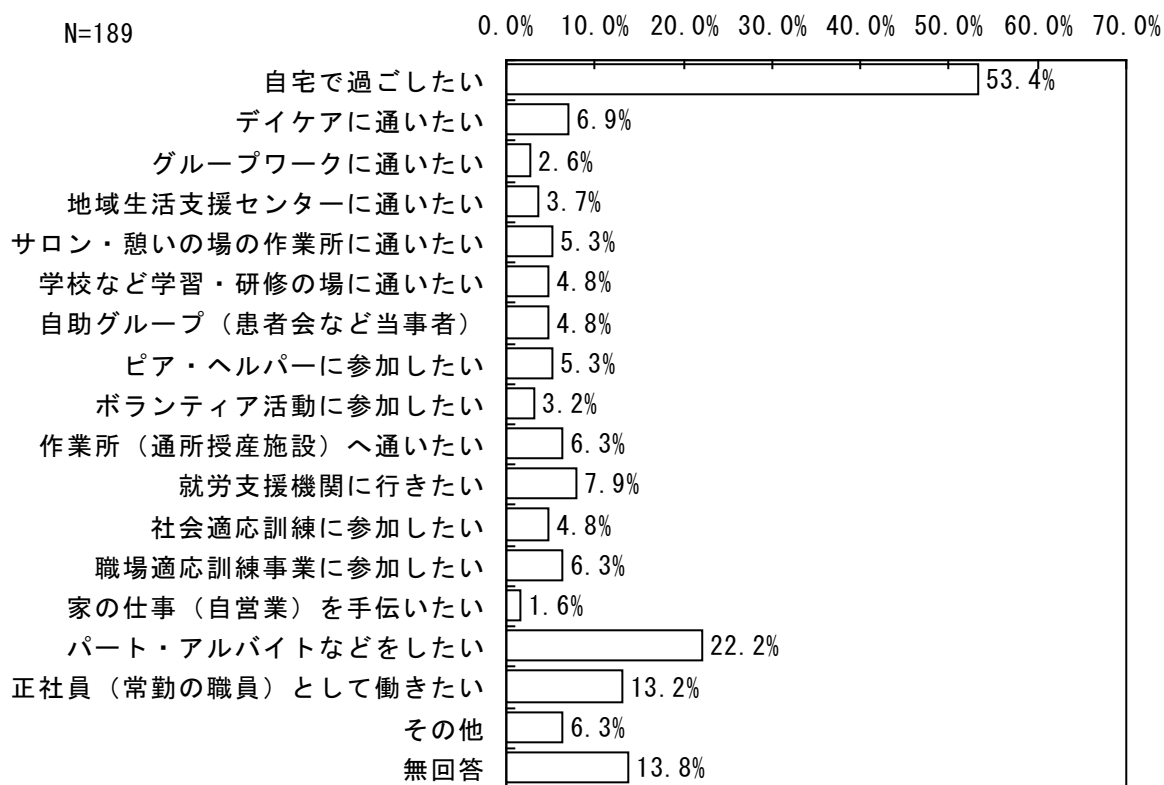
「摂津市障害者福祉施策に関する市民アンケート調査」より、精神障害の方の就労状況を見ると、現在「働いている」方は1割弱程度ですが、日中の過ごし方の希望では「パート・アルバイトなどをしたい」が2割強、「正社員（常勤の職員）として働きたい」が1割強で、働きたい希望をもつ方が現在働いている方を上回っています。

図 就労の状況（精神障害の方）



資料：摂津市「摂津市障害者福祉施策に関する市民アンケート調査」（平成17年）

図 日中の過ごし方の希望（精神障害の方） 複数回答



資料：摂津市「摂津市障害者福祉施策に関する市民アンケート調査」（平成17年）

4-2 市役所における取り組み

平成15年度及び16年度において、国の緊急地域雇用創出特別事業を活用して短期間ではありましたが10名の障害のある方の雇用を図りました。

平成17年度（平成18年4月採用）から、身体障害の方を対象とした採用試験を実施しています。

4-3 雇用・就労に向けた相談・支援

本市においては、摂津市社会福祉事業団が運営する「障害者職業能力開発センター“せつつくすのき”」が障害のある方の就労に向けた訓練や新たな就労先の開拓に取り組み、大きな成果をあげてきました。平成14年度からは知的障害の方を対象とした木工科の名称を実務作業科に改め、定員を5名から10名に増員するとともに、カリキュラム内容の充実を図っています。

また、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することにより、障害のある方の雇用の促進を図る「障害者就業・生活支援センターステップアップ事業」を平成17年1月から社会福祉事業団（せつつくすのき）に委託し、茨木市と共同で取り組んでいます。今後、精神障害の方の就労支援や職場への定着率を高めるために、就職後のケアを充実していく必要があります。

このほか、本市では障害のある方の雇用の促進と安定を図るために平成7年度から障害者雇用助成金の制度を実施しています。

4-4 小規模通所授産施設・福祉作業所

障害のある方にとって福祉的就労も含めて日中活動の場として重要な役割を果たしている小規模通所授産施設と福祉作業所は、平成10年4月から「作業所風と夢」と「ひまわり作業所」、平成12年4月から「マインドプラザOWL（アウル）」、平成17年4月から「地域活動支援センターあしすと」がそれぞれ開設され、「摂津ハッピー作業所」、「あけぼの workshop」、「作業所あい」及び「摂津交流センターバクの家」とあわせて8箇所となっています。

本市では平成15年度から「摂津ハッピー作業所」、「あけぼの workshop」と「摂津交流センターバクの家」が、平成16年度から「作業所あい」と「作業所風と夢」が小規模通所授産施設に移行し、通所者10人以上の福祉作業所についてはすべて小規模通所授産施設への移行が完了しました。

また、本市では平成14年度から社会福祉法人設立時に必要な運転資金に相当する小規模通所授産施設移行促進補助金を新設するとともに、平成15年度から小規模通所授産施設加算補助金（法人会計導入補助金、法人職員社会保険等加入補助金）を新設し、小規模通所授産施設の施設借上料に対する補助金を月額7万円から10万円に拡充するなど、小規模通所授産施設への移行促進や運営に対する支援の強化を図ってきました。

さらに、平成18年度から授産製品の販売促進や商品開発の推進等に取り組む授産事業開拓員を配置し、授産事業の収益向上を図ることを目的とした小規模通所授産施設機能強化支援補助金を新設し、授産活動の活性化に努めています。

表 市内の小規模通所授産施設及び福祉作業所

施設名	施設類型	住所	設置年月
摂津ハッピー作業所	知的障害者通所授産施設 (小規模)	東正雀 4-22	昭和56年4月
あけぼの workshop	精神障害者通所授産施設 (小規模)	鳥飼本町 3-10-10	平成元年4月
作業所 あい	知的障害者通所授産施設 (小規模)	新在家 1-31-5	平成2年3月
摂津交流センターバクの家	身体障害者通所授産施設 (小規模)	香露園 34-2	平成4年7月
作業所 風と夢	知的障害者通所授産施設 (小規模)	正雀 2-9-23	平成10年4月
ひまわり作業所	福祉作業所	鳥飼下 3-34-10	平成10年4月
マインドプラザOWL (アウル)	福祉作業所(精神)	学園町 2-2-6-203	平成12年4月
地域活動支援センター あしすと	福祉作業所(精神)	三島 3-1-29	平成17年4月

* 平成18年4月

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

◆ 授産施設を出て就職した障害のある方の構成比

授産施設を出て就職した障害のある方の構成比をみると、大阪府では1.26%で全国平均と同様に1%程度にとどまっています。

表 授産施設を出て就職した障害者の構成比

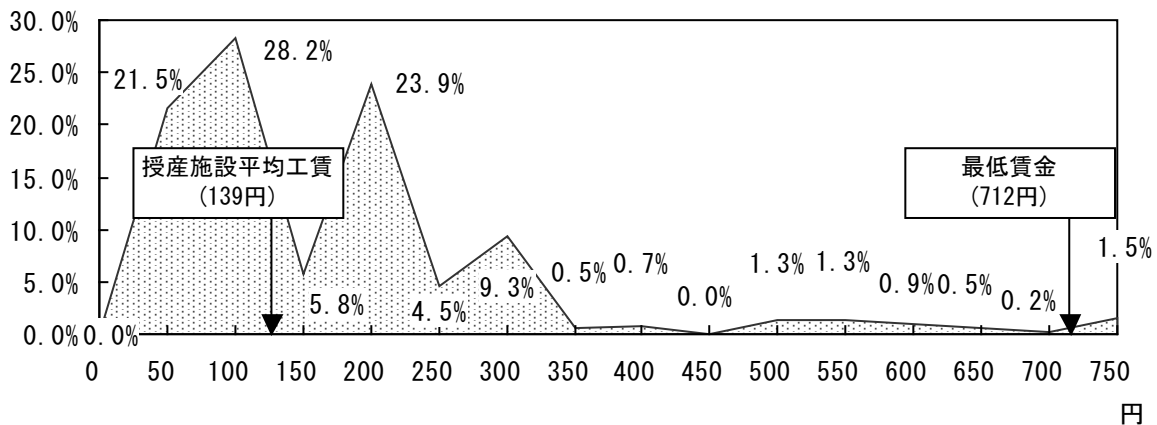
	構成比
大阪府	1.26%
全国平均	1.30%

資料：厚生労働省「障害福祉計画の策定に向けて」（平成18年5月）

◆ 全国の授産施設の工賃

全国の授産施設の工賃分布をみると、時給換算では100円が28.2%で最も多く、次いで200円（23.9%）、50円（21.5%）となっています。平均工賃は139円で一般の最低賃金（712円）を573円下回っています。

図 全国の授産施設の工賃分布（時給換算）



* 授産施設（身体・知的・精神の入所及び通所）の月額工賃を時間給に換算したもの
 資料：厚生労働省「障害福祉計画の策定に向けて」（平成18年5月）
 工賃は社会就労センター協議会調べ（平成14年）

5 相談体制について

5-1 権利擁護施策

平成10年10月から社会福祉協議会において、認知症、知的障害、精神障害等により意思疎通にハンディキャップのある方の福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などを行う経済生活支援サービスを開始し、本サービスが平成12年4月に地域福祉権利擁護事業に移行しました。

障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月からは地域生活支援事業の「障害者相談支援事業」においても、権利の擁護のために必要な援助が事業の内容に含まれています。また、介護保険制度の開始に併せて平成12年4月から成年後見制度が創設されました。この中で、身寄りのない方を保護するために市町村長に法定後見の開始の審判の申立権が与えられました。しかし、申立できる要件が厳しく、申立にあたっては費用も要することから、市長申立の利用は少ないのが現状です。

5-2 精神障害の方に対する相談業務

本市では、平成14年度から精神障害の方の社会復帰、福祉サービス利用についての相談業務が保健所から事務委譲されるのに備えて、精神保健福祉士資格を有する職員を平成13年8月から配置することによって、業務の委譲を円滑に行うことができました。

これまで大阪府（保健所）では、生活リズムが安定しない、人づきあいが苦手などといったことから閉じこもりやすい方を対象に、ミーティングや様々なプログラムによる集団活動を行い、仲間やスタッフと交流しながら社会体験を増やすことによって、積極的に生きていく力を高めていくことを目的としてグループワーク事業を実施してきました。グループワーク事業についても市事業に移行したために、平成17年度から（福）あけぼの福祉会に事業委託して実施しています。

また、障害保健福祉圏域では茨木市に（医）清風会が運営する精神障害者地域生活支援センター「菜の花」があり、精神障害の方の自立と社会参加の促進を図るための相談業務を担ってきました。平成18年10月からは、大阪府の相談支援事業所の指定を受け、菜の花障害者相談支援センターとして相談業務を行っています。

なお、市内の精神障害の方を対象とした相談事業については（福）あけぼの福祉会が新たに設置した「地域活動支援センターあしすと」に平成17年度から補助を行い、実施してきました。

5-3 相談支援事業

平成14年2月から知的障害者通所授産施設「市立ひびき園」において、障害のある児童及び知的障害の方を対象とした障害児（者）地域療育等支援事業（ウイング）を実施してきました。平成18年10月からは大阪府の相談支援事業所の指定を受け、身体障害や精神障害の方も対象とすることになりました。

身体障害の方を対象とした相談事業については、平成17年度から国の地域生活支援ステップアップ事業を（福）光摂会に委託し、摂津交流センターバクの家に「摂津障害者生活支援センターはあねす」を設置して実施しています。「はあねす」では、ピアカウンセラーによる相談も行っています。

精神障害の方を対象とした相談事業については（福）あけぼの福祉会が新たに設置した「地域活動支援センターあしすと」に平成17年度から補助を行い、実施してきました。

また、関係機関のネットワークづくり及びより専門的なケアマネジメント相談体制の構築を目的とする「障害者サービス利用サポート事業（障害者生活支援センターパワーアップ事業）」を「市立ひびき園」に委託して平成16年11月から実施しています。

さらに、概ね中学校区といった身近な地域において、援護を要する高齢の方や、障害のある方、子育て中の親などの見守り、課題の発見、専門的相談の実施、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等を行う「コミュニティソーシャルワーカー」（CSW）の配置を行っています。平成17年度は試行的に市役所（高齢者障害者福祉課）に正規職員1名を配置し、平成18年度からは各中学校区（5中学校区）に1名ずつ配置し、本格的に事業の展開を図っています。

表 相談支援事業所

事業所名	対象者	住所
市立ひびき園 ウイング	障害のある児童、身体・知的・ 精神障害の方及びその家族	烏飼上 5-2-8
摂津障害者生活支援センター はあねす	身体障害の方及びその家族	香露園 34-2 摂津市交流センターバクの家 1階
地域活動支援センター あしすと	精神障害の方及びその家族	三島 3-1-29

- * 平成18年10月時点で大阪府の指定を受けている相談事業所は「市立ひびき園」の「ウイング」のみです。
- * 「地域活動支援センターあしすと」はあくまで事業所名であり、障害者自立支援法による地域生活支援事業の「地域活動支援センター」に該当するものではありません。「地域活動支援センターあしすと」は福祉作業所です。

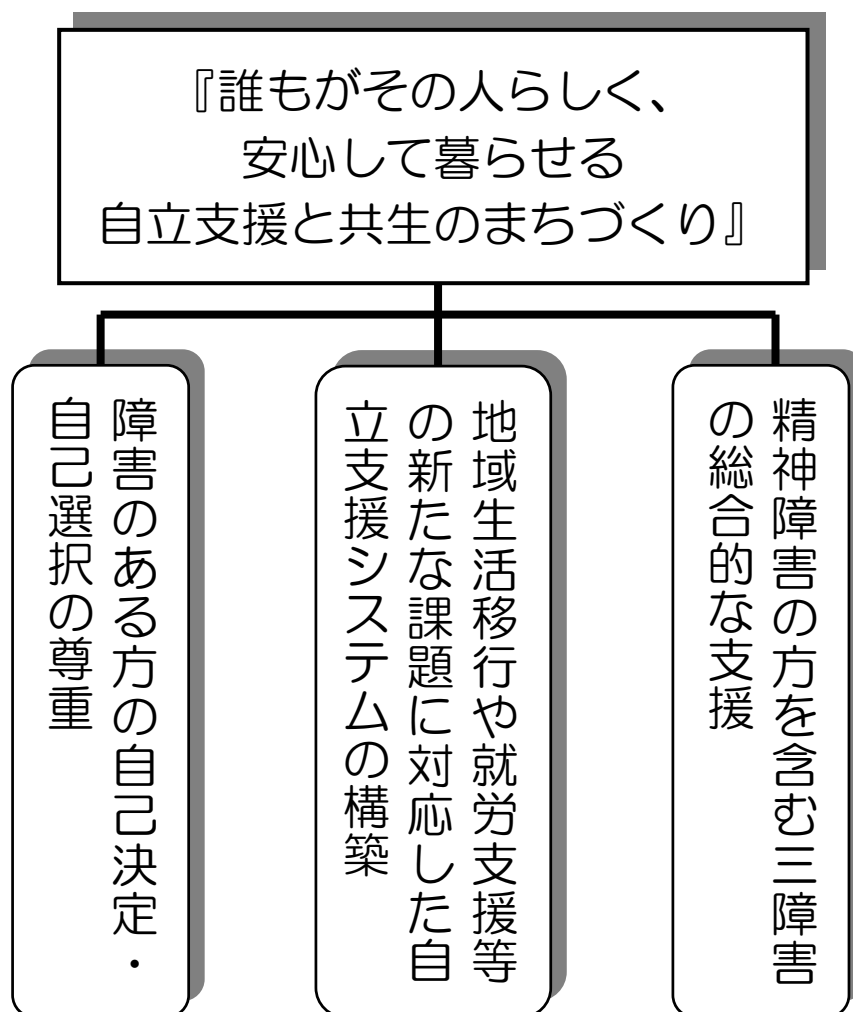
資料：摂津市高齢者障害者福祉課

第3章 基本理念と施策の方向性

1 基本理念

本市では、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」で「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を理念として掲げ、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし、自己選択と自己決定の下に、自立と社会への参加・参画を実現し、その人らしい生活を送れるように支援する共生のまちづくりを進めてきました。

本計画では、基本理念を定めるにあたり、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」の実施計画として理念を引き継ぐべきものと考えています。加えて、本計画は、障害者自立支援法による制度改革と本市の障害福祉サービス等の課題に対応すべきものであり、次のような項目を本計画の基本理念とします。



○ 障害のある方の自己決定・自己選択の尊重

障害の程度や支援の必要性の有無にかかわらず、また、どのような暮らしの場にあっても、生きがいと誇りを持って、自らの意思と責任で自分らしい生き方を追求し、自己実現を図ることが最大限尊重されるべきです。

平成18年度の障害者自立支援法の施行によって、障害の程度にあわせて施設や事業体系が再編され、今回、新たに障害福祉サービス等の提供体制を構築することとなりました。本市では、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある方が自らその居住する場所やサービスを選択し、その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくために、障害福祉サービス等の提供基盤の整備を推進します。

○ 地域生活移行や就労支援等の新たな課題に対応した自立支援システムの構築

地域生活への移行について、これまで本市では日中活動の場である通所施設の整備を中心に対応してきたものの、本市のホームヘルプサービスやグループホーム等の利用実績が大阪府の目標数値からすると低位にあることや国が推し進める施設入所から地域生活への移行に対応すること等が課題となっています。

また、就労支援については、企業側の受け皿の問題や福祉的就労から一般就労へつながらないなどの状況があり、就労支援の抜本的な改革が必要となっています。

すでに、障害福祉サービスは障害者自立支援法の施行によって従来の「施設」単位から「機能」に応じた事業単位に再編され、より柔軟に自立支援のプログラムを組めるような制度が目指されています。しかし、実際には定員の問題などがあり、サービス提供事業所が利用者の状況に応じて新体系のサービスへ移行することは困難な状況にあります。

今後は、サービス提供事業所が新体系のサービスに移行しやすく、より一層柔軟に自立支援のプログラムに取り組めるように国へ要望し、地域生活への移行や就労支援等の新たな課題に対して、障害のある方の身近な地域でのサービス拠点づくりや、規制緩和によるサービス基盤の整備を推し進め、総合的な自立支援システムを構築する必要があります。

○ 精神障害の方を含む三障害の総合的な支援

これまで障害福祉サービスの制度は障害の種別や年齢により複雑に組み合わさっていました。また、精神障害の方のサービスは支援費制度にすら含まれず、身体障害の方・知的障害の方・障害のある児童と補助額やサービスの内容に格差が生まれていました。

しかし、平成18年度に身体障害、知的障害、精神障害の三障害で分かれていた制度の一元化が図られ、障害のある方全体で共通のサービスが受けられるように、障害の種別を超えた総合的な支援が可能となりました。

特に、精神障害の方は、精神病床数の多さの反面、地域で障害のある方を支えるための社会資源、支援体制が不十分なために退院可能な精神障害の方が全国に約7万人入院しているといわれており、本市でも社会的入院を余儀なくされている方の地域の受け皿を整備していく必要があります。

2 基本的な考え方

障害福祉サービスの基盤整備にあたって、下記の点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行うこととします。以下は国の「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の障害福祉サービスの提供体制の確保に対する考え方を示しています。国に準じて本市も次のような基本的な考え方に基づき各サービスの整備に努めることとします。

① 必要な訪問系サービスを保障

立ち後れている精神障害の方などに対する訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを保障できるように検討します。

② 希望する障害者に日中活動サービスを保障

小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、障害のある方の希望に応じて適切な日中活動サービスを保障できるように検討します。

③ グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

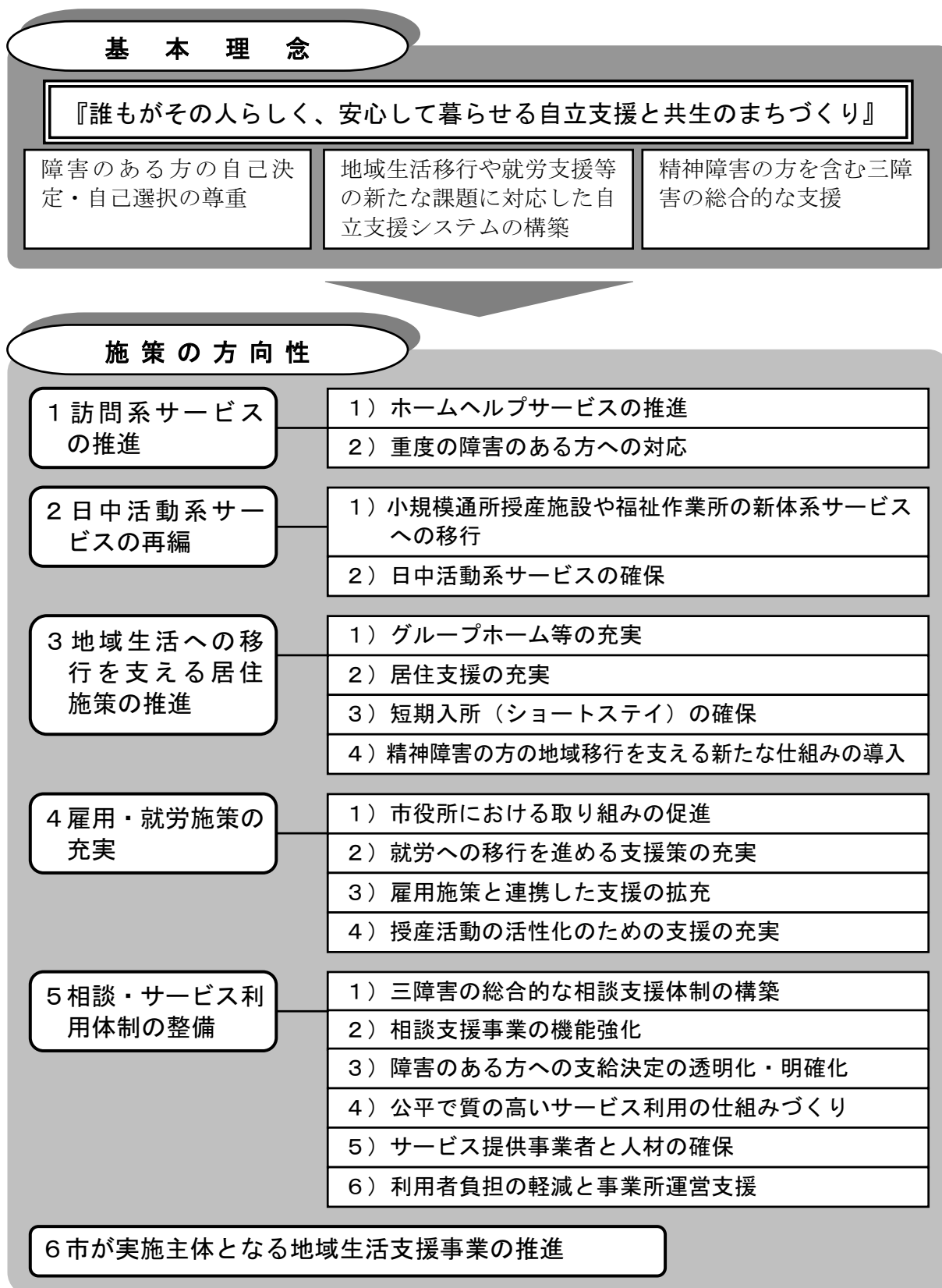
地域における居住の場としてグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を目指します。

3 施策の方向性

● 施策体系



3-1 訪問系サービスの推進

3-1-1 現状と課題

ホームヘルプサービス（ガイドヘルプサービスを含む）について、本市の利用実績は「（仮想）なみはや市」の数値目標に対して身体障害・知的障害の方で37.7%、精神障害の方で11.2%の水準となっています。

このようにホームヘルプサービスの利用が「（仮想）なみはや市」の数値目標からは低位である要因として、本市は通所施設の整備が進んでおり、日中活動の場が確保されているため、自宅においてサービスを利用する経験や日中活動系などのサービスと組み合わせて生活を組み立てる経験がこれまで乏しかったことや制度を使い慣れていないことなどが想定されます。

しかし、平成15年4月の支援費制度施行以後、知的障害の方や障害のある児童をはじめ身体障害の方でもホームヘルプサービスの利用者は急増し、支援費制度に組み込まれてこなかった精神障害の方でもホームヘルプサービスの利用が伸びており、増加傾向にある利用者に対応する必要があります。

特に、重度の障害のある方に対するサービスとして、現在市内に行動援護や重度障害者等包括支援の指定を受けているサービス提供事業所はなく、事業所を確保する必要があります。

また、精神障害の方については、ホームヘルプサービスの実績があるサービス提供事業所が市内で社会福祉協議会1箇所にとどまっており、国が推し進める退院促進の流れの中で、地域へ移行する方も含め、精神障害の方のホームヘルプサービスへのニーズに対応していく必要があります。さらに、現行の家事援助や身体介護といったサービス内容では、生活リズムづくり、見守り、話し相手、相談などの精神障害の障害特性に基づくニーズに十分に対応できていないという課題もあります。

このように、増加すると見込まれる訪問系サービスの利用に対し、その障害特性にあった基盤整備が必要となっています。

3-1-2 基本的な方向性

障害者自立支援法の施行に伴いホームヘルプサービスは障害の程度に応じて「自立支援給付」の「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問看護」、「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」の4つのサービス類型に分かれました。ホームヘルプサービスはこのような新たな体系の中で、利用者の心身の状況、介護者などの家庭の環境及びサービスの内容に係る希望など個々のニーズに応じたサービスの提供に努めます。

施設や病院から地域へ移行する方も含め、今後増加すると考えられる訪問系サービスのニーズに対して、利用者の選択肢が広がるようにホームヘルプサービスのサービス提供事業所の確保に努めるとともに、サービスの質の向上に努めます。

精神障害の方に対しては、精神障害の特性に基づくニーズに応えるため、大阪府からモデル市として「精神障害者ホームヘルプサービス利用促進事業」を受託し、見守り支援等に特化したサービス提供を実施します。本市での実施結果をふまえ、精神障害の方に対する見守り支援等が制度化されるように大阪府とともに国へ働きかけていきます。

重度の障害のある方に対しては単独でサービスを実施できる事業所は確保しにくいことから、市内の既存事業者を中心に重度の障害のある方への対応を加えるように働きかけます。

3-1-3 主な施策・事業の展開

1) ホームヘルプサービスの推進

障害者自立支援法の施行に伴い、ホームヘルプサービスは「自立支援給付」の「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問看護」、「行動援護」と「重度障害者等包括支援」の4つのサービス類型に分かれました。増加すると予想されるニーズに対して、精神障害の方へのサービスも含め、ホームヘルプサービスの提供基盤の確保に努めます。特に、精神障害の方にホームヘルプサービスを提供する事業所は市内で1箇所にとどまっており、退院促進の流れの中で、地域へ移行する方への対応も含め、介護保険制度の事業所等へ働きかけます。精神障害の方に対しては、精神障害の特性に基づくニーズに応えるため、大阪府からモデル市として「精神障害者ホームヘルプサービス利用促進事業」を受託し、見守り支援等に特化したサービス提供を実施します。

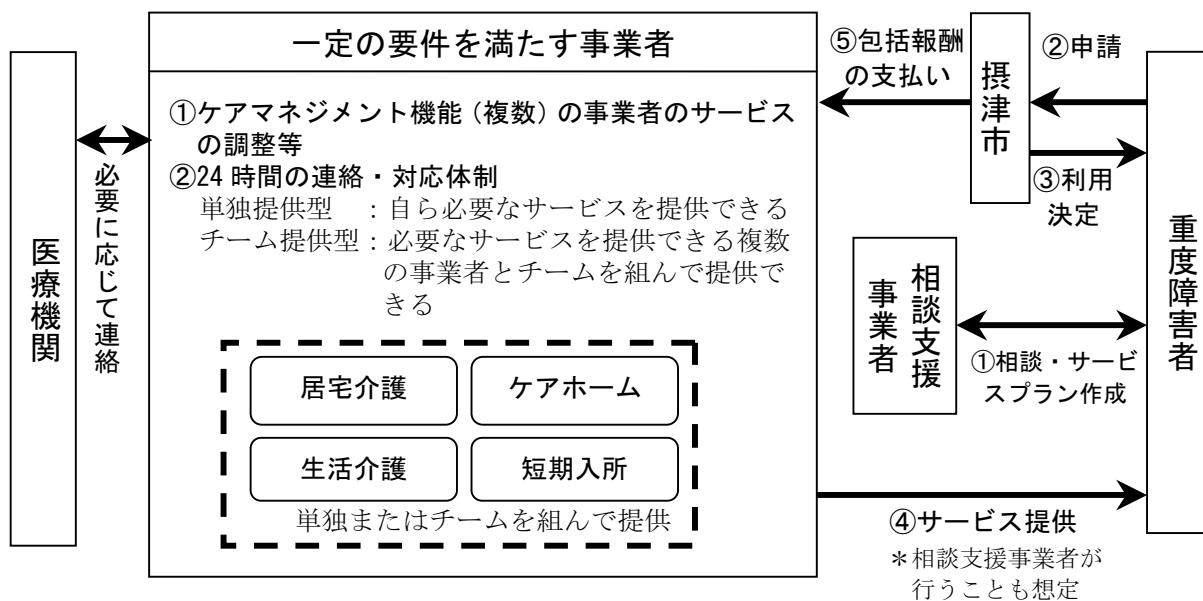
事業名	事業内容
ホームヘルプサービス	障害のある方等に、在宅で入浴、排せつまたは食事の介護その他の厚生労働省令で定めるサービスを行います。精神障害の方に対しては見守り支援を含めたサービスが提供できるように大阪府とともに国に働きかけていきます。 障害のある方のニーズに対応できるように、介護保険制度の事業所等も含め、サービス提供事業所の確保に努めます。

2) 重度の障害のある方への対応

重度の障害のある方に対応するため、利用しやすいサービス体系を構築します。重度訪問介護については、居宅介護の事業所指定を受けたサービス提供事業所は重度訪問介護の事業所の指定もあわせて受けるように働きかけます。重度の障害のある方に対して単独でサービスを実施できる事業所は確保しにくいことから、重度障害者等包括支援は指定相談支援事業所を中心に複数の事業所がチームを組んで取り組めるように、関係機関や事業所と協議を進めます。市内の既存サービス提供事業者を中心に重度の障害のある方へのサービス提供が可能となるように働きかけます。緊急あるいは突発的なニーズにも的確に対応できるように、事業者によって必要なサービス提供者の確保・調整を行える仕組みとするなど、重度の障害のある方への適切なサービスの確保を図ります。

事業名	事業内容
重度の障害のある方の移動支援の充実	<p>●行動援護 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。平成17年度に指定を受けているサービス提供事業所がないことから事業所の確保に努めます。</p> <p>●重度訪問介護 重度の肢体不自由の方で常に介護を必要とする障害のある方に、居宅での入浴、排せつまたは食事の介護、その他の厚生労働省令で定めるサービス及び外出時における移動中の介護を総合的に行います。居宅介護のサービス提供事業所に事業実施を働きかけます。</p> <p>●移動支援事業 行動援護、重度訪問介護以外の移動支援。障害のある方が円滑に外出できるよう、移動を支援します。</p>
重度障害者等包括支援の実施	常に介護を必要とする障害のある方等で、その介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に行います。一定の要件を満たす者が自立支援計画に基づき、複数のサービスを適切に確保する仕組みを構築し、緊急のニーズに際して、その都度、支給決定を経ることなく臨機応変に対応できるようにします。平成17年度に指定を受けているサービス提供事業所はなく、単独で事業を実施できる事業所が市内にないことから指定相談支援事業所を中心に複数の事業所がチームを組んで取り組めるように、関係機関やサービス提供事業所と協議を進めます。

図 極めて重度の障害のある方に対するサービスの確保



3-2 日中活動系サービスの再編

3-2-1 現状と課題

本市には日中の活動の場として、市立の障害者（児）福祉施設が5箇所（市立障害児童センター、市立ひびき園、市立身体障害者福祉センター・老人福祉センター、市立はばたき園、市立みきの路）あり、その他に小規模通所授産施設、福祉作業所などがあります。このような通所等の障害者（児）福祉施設を市立で設置してきたことが本市の日中活動系サービスの特徴となっています。

しかし、このような市立の障害者福祉施設や小規模通所授産施設等は、障害者自立支援法のサービス体系をもとに、5年程度の経過措置期間内に日中活動として1つまたは複数の事業を選択し、新体系に移行しなければなりません。

デイサービスについてみると、平成18年10月に「市立みきの路」で実施している知的障害の方のデイサービスが自立支援給付の生活介護に移行しました。「とりかい白鷺園」及び「市立身体障害者福祉センター」の身体障害者デイサービスは市が事業主体である地域生活支援事業の障害者デイサービス事業となっています。なお、児童デイサービスは、市立障害児童センターの「めばえ園」で実施しており、平成18年10月から自立支援給付の介護給付の中に位置づけられています。

また、法定外の事業である福祉作業所のうち、良質なサービスを提供するものについては、新たなサービス体系の下でサービス提供が行えるように、障害福祉計画に基づいて計画的に移行できることになっています。

3-2-2 基本的な方向性

障害者自立支援法によって、本来の施設の機能に着目したサービスの再編が行われ、大きく「日中活動の場」と「住まいの場」に分かれることとなりました。「日中活動の場」の中に地域生活への移行に資する機能を強化するための事業が設けられています。

本市では、日中活動の場の確保に重点的に取り組んできた実績を活かし、希望する障害のある方等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービス、地域活動支援センター等で提供されるサービス等）が保障できるようにサービス提供事業所の確保に努めます。

市立の障害者福祉施設は、障害者自立支援法のサービス体系をもとに、5年程度の経過措置期間内に日中活動として1つまたは複数の事業を選択し^⑤、新体系に移行します。小規模通所授産施設や福祉作業所は障害者自立支援法に基づくサービスへの移行等を推進します。

小規模通所授産施設や福祉作業所が国制度の介護給付や訓練等給付への移行を選択する場合、原則定率1割の利用者負担が発生します。国は平成18年度の補正予算で特別対策事業を実施し、平成18年度から平成20年度について、月額上限負担額を4分の1に軽減しており、今後の国の動向をみながら利用者負担軽減への対応について検討します。

^⑤ 療養介護は除きます。

3-2-3 主な施策・事業の展開

1) 小規模通所授産施設や福祉作業所の新体系サービスへの移行

小規模通所授産施設や福祉作業所の新体系サービスへの移行にあたっては、国が枠組みを定めた生活介護、就労移行支援事業と就労継続支援事業や本市が事業主体である地域生活支援事業の地域活動支援センターが想定されます。

しかし、小規模通所授産施設や福祉作業所は、設置にあたってそれぞれの事情や経過があり、通所されている方の状況も様々であることや、現在国から示されている新体系のサービスでは定員等の問題もあることから、本来は、より柔軟に自立支援へ対応できるはずの新体系のサービスが、逆に利用対象者を限定し、硬直した支援になりかねない危惧があります。

新体系への移行にあたっては、現在通所している方が利用できなくなったり、サービスの質の低下を招いたりすることがないように、また、サービス提供事業所が現行の運営にかかる経費を確保できるように、必要に応じて国や府に要望するとともに、本市としても各サービス提供事業所と協議しながら、補助制度のあり方について検討していきます。

また、今後、就労支援の取り組みが進む中で、就労したものの、諸事情により職場定着を図ることができなかった場合の受け皿として、これまでの小規模通所授産施設や福祉作業所が果たす役割も大きくなると想定されます。

本市においては、既存の小規模通所授産施設や福祉作業所が新たな利用者を受け入れることが困難になってきており、今後制度改正の内容を見極めながら、新たに日中活動の場の整備促進に努めます。

2) 日中活動系サービスの確保

希望するすべての障害のある方等に日中活動系サービスを保障できるように、障害者自立支援法に係る日中活動系サービスの確保に努めるため、ふれあいの里にある「市立はばたき園」、「市立ひびき園」と「市立身体障害者福祉センター」について、3つの施設を併せて、生活介護や就労継続支援（B（非雇用）型）等を実施する多機能型事業所へ移行する方向で検討を進めます。

入所施設である「市立みきの路」についても、24時間を通じた施設での生活から地域と交わる暮らしへ移行するため、日中活動系サービスを展開できるよう検討を進めます。

なお、児童福祉施設については、障害者自立支援法の施行に伴う施設体系の再編は行われず、法施行後3年を目途に施設体系の再編等について必要な検討を行うこととされています。事業の市町村委譲については、概ね5年後の施行を念頭に3年以内に結論を得るとされています。ただし、事業については平成18年10月から措置制度から契約制度に移行しました。本市では「市立障害児童センター」の知的障害児通園施設「市立つくし園」が、契約制度に移行しました。契約制度への移行に伴い、原則定率1割の利用者負担制度が導入されたことから、これまでの措置制度時の利用者負担を基礎とした本市独自の軽減措置制度を設け、制度移行が円滑に進むように努めています。また、今後の事業のあり方については検討を進めます。

事業名	事業内容
生活介護	「市立みきの路」では常に介護を必要とする人に対して、昼間に、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する生活介護を実施しています。また、「市立身体障害者福祉センター」で実施している地域生活支援事業の障害者デイサービス事業も今後、生活介護への移行を検討します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。現在、北摂地域には重症心身障害児施設が整備されていないために、今後大阪府に対して重症心身障害児施設の整備及び療養介護の実施を求めるものとします。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A(雇用)型・B(非雇用)型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 ふれあいの里にある「市立はばたき園」、「市立ひびき園」と「市立身体障害者福祉センター」について、3つの施設を併せて生活介護や就労継続支援(B(非雇用)型)等を実施する多機能型事業所へ移行する方向で検討を進めます。
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
児童デイサービスの見直し	<p>●児童デイサービス 児童デイサービスの「市立めばえ園」ではこれまでの理学療法訓練、作業療法訓練及び言語療法訓練に併せてグループ療育の取り組みの充実に努めます。送迎サービスについてもできるだけニーズに応じていけるように努めます。</p> <p>●児童用の日中一時支援事業 「市立障害児童センター」において障害のある児童を対象とした日中一時支援を実施しています。障害のある児童に対しては放課後の居場所対策として、障害のある児童の家族の就労支援及び障害のある児童を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的にサービスを展開します。</p>
障害者デイサービス	地域生活支援事業の障害者デイサービスとして、「市立身体障害者福祉センター」と「とりかい白鷺園」で実施しています。
日中一時支援	「市立はばたき園」と「市立みきの路」において、知的障害の方と障害のある児童(「市立みきの路」は中学生以上)を対象に日中一時支援を実施しています。

図 施設・事業体系の見直し

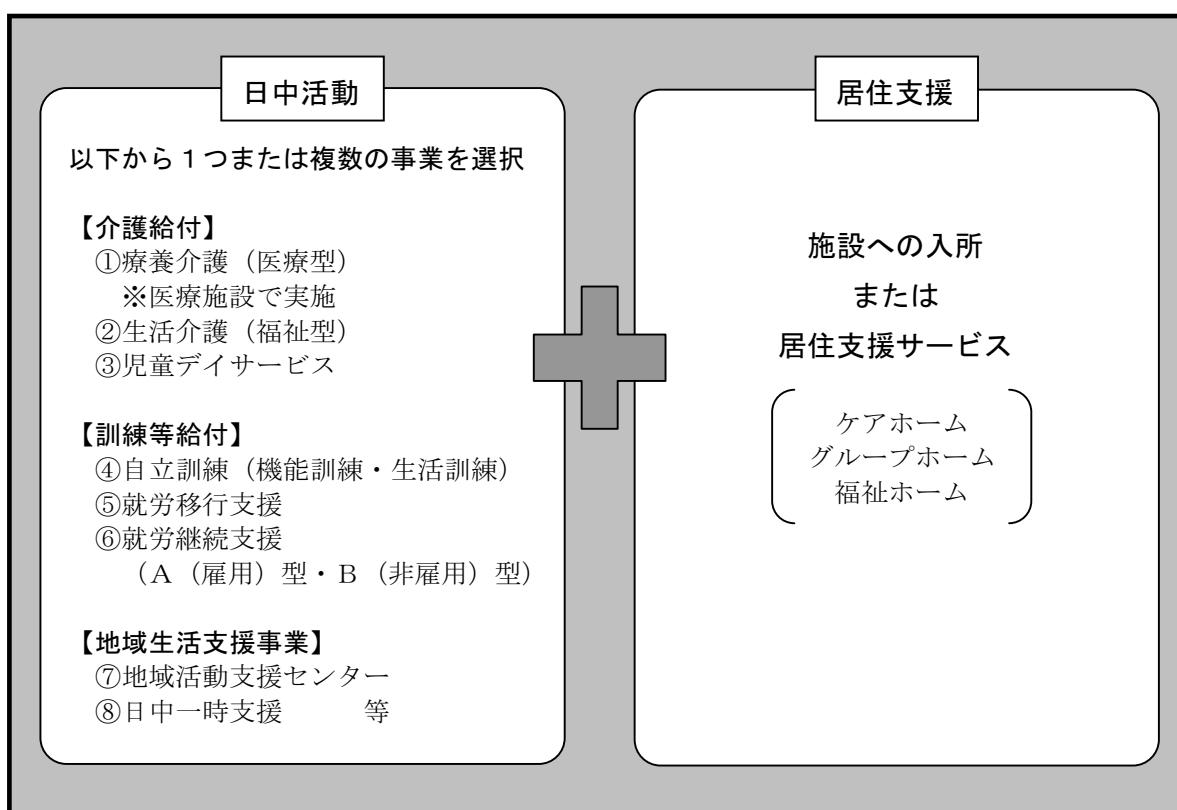
【平成18年9月以前】

重症心身障害児施設（年齢超過児）	福祉工場 （身体・知的・精神）
身体障害者療護施設	
更生施設（身体・知的）	精神障害者生活訓練施設
授産施設（身体・知的・精神）	精神障害者地域生活支援センター （デイサービス部分）
小規模通所授産施設 （身体・知的・精神）	障害者デイサービス 等

新体系へ移行

概ね5年程度の経過措置期間内に移行

<平成18年10月以降>



3-3 地域生活への移行を支える居住施策の推進

3-3-1 現状と課題

本市では、制度の周知が不十分であることや、通所施設を中心とした整備や利用が進んだため、自宅においてサービスを利用するという経験やグループホームやショートステイなど多様なサービスを組み合わせて生活を組み立てるといった経験が乏しく、家族の介護が困難になったときは、グループホームなど地域の資源の整備がまだまだ十分でないことも相まって施設入所を選択する傾向が強い現状にあります。

平成19年2月現在で、市内の障害者入所施設は知的障害者更生施設の「市立みきの路」が1箇所ありますが、大阪府内の入所施設で暮らしている方もおられます。また、グループホーム・ケアホームは市内に6箇所あります。大阪府の「障害者地域移行支援センター事業」を（福）大阪府障害者福祉事業団が受託し、平成17年度から実施しています。本事業の内容は原則2年間で5箇所以上（総定員最低20人以上）のグループホームを開設し、その定員のうち、概ね4分の1は、入所施設から地域生活への移行者を受け入れるものです。三島地域では、箕面市にある大阪府立明光ワークスがバックアップ施設となり、茨木市、本市、島本町を対象エリアとする障害者地域移行支援センター三島「あいあい・みしま」を茨木市に開設し、事業を進めています。

障害者入所施設での入所期間の長期化などが全国的に問題となっている中で、大阪府でも大規模入所施設の地域移行支援を進めており、このような入所施設から退所する方に、障害のある方一人ひとりの身近な場所で、地域と交わるような居住形態を提供する必要があります。

さらに、精神障害の方は、精神病床数の多さの反面、地域で障害のある方を支えるための社会資源、支援体制が不十分なために退院可能でも入院している精神障害の方が全国に約7万人いるといわれています。本市においては、長期入院を余儀なくされていた方が大阪府の「精神障害者退院促進支援事業」によってグループホーム・ケアホームの入所につながった経験があります。国は医療計画で精神病床数の削減を進めており、本市でも「退院可能精神障害者」の地域移行の取り組みを強化することが必要となっています。

3-3-2 基本的な方向性

施設に入所している方が地域生活へ移行する場合や、地域で暮らす障害のある方が親元を離れ、自立生活を行う場合などに備えて、地域において様々な居住の場を提供するため、引き続きグループホーム・ケアホームの充実を図る必要があります。特に、グループホーム・ケアホームの体験入所について要望があることから、施設入所者に限定せず、地域で生活している方も含めた「自立訓練事業」の実施について検討していきます。

次に、本市においては、老朽化している市営住宅の建て替えが検討されており、建て替えにあたっては、障害のある世帯用の住宅の確保を図っていきます。

また、これまで公営住宅の入居要件から外されていた単身の知的障害や精神障害の方の入居が平成18年2月から可能となりました。入居にあたっては、サポート体制の整備が必要となるため、相談支援事業のメニューとして新たに創設された「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」などを活用し、民間賃貸住宅への入居も含めて障害のある方の居住面での自立を支援していきます。

入所施設である「市立みきの路」についても、地域における多様な生活のあり方を確保するため、入所施設のサービスを日中活動系サービスと居住支援サービスに分離し、新たな居住支援サービスを確立します。

「退院可能精神障害者」の地域移行については、精神科の医療機関が市内には少なく、近隣市の関係機関との連携を強化します。

3-3-3 主な施策・事業の展開

1) グループホーム等の充実

グループホーム等の整備を推進するために、整備時に実施している100万円（公設の施設を利用する場合は80万円）の改修及び備品に対する補助制度を継続するとともに、新たな運営主体の確保にも努めます。大阪府に対しても府営住宅の一層の活用を働きかけていきます。また、大阪府の補助制度も含めてグループホーム等の運営に対する支援のあり方について検討していきます。

グループホームでの生活体験も併せた「自立訓練事業」については綿密な事業計画と周到な準備が必要と思われるので、関係機関等と十分に協議を重ねながら検討していきます。

事業名	事業内容
共同生活援助 (グループホーム)	市内事業者によるグループホームの整備が府営住宅等で予定されています。 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。入居者の状態に応じた適切なケアを確保する観点からケアホームが制度化されました。

2) 居住支援の充実

相談支援事業のメニューとして新たに「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」が創設されました。場合によっては24時間の支援が必要となることから、相談支援事業所を中心に支援体制の整備についての協議を行い、事業実施に向けて検討を進めます。

「市立みきの路」については、居住支援として障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）に取り組めます。

事業名	事業内容
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	相談支援事業者が障害のある方や家主等の相談に応じながら不動産業者に物件のあっせん依頼、家主等との入居契約の手続き支援などを行います。また、医療機関や障害者支援施設等と必要に応じ連携し、夜間などに緊急対応が必要な場合に適切な措置をする24時間支援や生活上の課題に応じて関係機関から必要な支援を受けられるように支援する体制を整備します。
障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。「市立みきの路」については、居住支援として障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）に取り組めます。

3) 短期入所（ショートステイ）の確保

障害者自立支援法の施行に伴い、それまでショートステイとして展開してきた事業は宿泊を伴う場合が介護給付の短期入所（ショートステイ）となり、宿泊を伴わない場合は市が事業主体である地域生活支援事業の日中一時支援に位置づけられました。平成18年度は「市立みきの路」で5床、「市立せつつ桜苑」で2床を確保し、短期入所（ショートステイ）を実施しています。短期入所の実施にあたっては、利用者や家族のニーズに応じて、柔軟な運用を図るように事業者働きかけていきます。精神障害の方の短期入所・日中一時支援や障害のある児童の宿泊を伴う短期入所が市内で実施されておらず、障害者自立支援法の施行により既存施設や空き教室・空き店舗の活用なども視野に入れた設備基準の規制緩和が図られたことから、「市立みきの路」等も含め身近な地域でのサービスの提供が可能となるよう努めます。

事業名	事業内容
短期入所（ショートステイ）	平成18年度は「市立みきの路」で知的障害の方を対象に5床、「市立せつつ桜苑」で身体障害の方を対象に2床実施しています。介護給付として、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。短期入所の実施にあたっては、利用者や家族のニーズに応じて、柔軟な運用を図るように事業者働きかけていきます。「市立みきの路」で障害のある児童の受け入れについて検討していきます。

4) 精神障害の方の地域移行を支える新たな仕組みの導入

「退院可能精神障害者」が入院から地域生活へ移行するため、都道府県の地域生活支援事業で大阪府（こころの健康総合センター、保健所）が進める「精神障害者退院促進支援事業」に本市としても主体的にかかわっていきます。本市の場合、精神科の医療機関が1箇所だけであるので、これまでの精神障害者生活訓練施設（新体系サービスでは生活訓練、就労移行支援など）を確保するのは困難なため、近隣市の関係機関との連携を強化します。

また、市内では（福）あけぼの福祉会と連携し、「精神障害者退院促進支援事業」の対象となった方のグループワークへの参加、小規模授産施設や福祉作業所の体験利用やグループホーム等への体験入居などの取り組みを進めていきます。

事業名	事業内容
精神障害者退院促進支援事業 (大阪府の地域生活支援事業の社会参加促進事業)	自立支援員を指定相談支援事業者等に配置し、精神科病院の精神保健福祉士等と連携を図りつつ、精神科病院に入院している精神障害の方のうち、「退院可能精神障害者」の退院に向けての支援を行い、精神障害の方の円滑な地域移行の促進を図ります。
グループワーク	精神障害の方で退院後間もない方などが、気軽に利用できる「場」です。ミーティングや様々なプログラムによる集団活動を行い、仲間やスタッフと交流しながら、社会体験を増やすことによって、積極的に生きていく力を高めます。社会復帰や社会参加を進めるための支援を行います。

3-4 雇用・就労施策の充実

3-4-1 現状と課題

平成17年に実施した「摂津市障害者福祉施策に関する市民アンケート調査」をみると、18歳以上の身体障害・知的障害の方で現在働いていない理由は「働く場がないため」が最も多くなっています。また、精神障害の方をみると現在「働いている」方は1割弱程度ですが、日中の過ごし方の希望では「パート・アルバイトなどをしたい」が2割強、「正社員（常勤の職員）として働きたい」が1割強で、就労意欲がありながら働く場がないためにやむなく就労していない人が潜在的に多く存在しており、一般就労を望んでいるが、就労につながらない現状が大きな課題となっています。

また、全国的には、一度授産施設等に通所・入所すると一般就労につながりにくい事や障害のある方が離職した場合の再チャレンジの受け皿が少ないことなどの問題が指摘されています。

このような、就労の希望と現状の乖離を是正するために、障害福祉サービスの訓練等給付に就労移行支援事業や就労継続支援事業が創設されました。特に授産施設、小規模通所授産施設や福祉作業所はサービスの形態からこのような就労を支援する新たな事業への移行が想定されます。また、就労面と生活面を総合的に支える事業として、本市では、平成17年1月から障害者就業・生活支援センターステップアップ事業を社会福祉事業団（せつつくすのき）に委託し、茨木市と共同で取り組んでいます。

障害のある方にとって雇用・就労支援は地域で自立する経済的基盤であると同時に、生きがいなども含め日々の暮らしに係わる重要な施策です。本市では、障害のある方の雇用の受け皿として市役所内での取り組みや、生活面と就労面を総合的に支える障害者就業・生活支援準備センターの設置等を進めてきましたが、雇用・就労施策は単一のサービスや事業だけで完結するものではないので、生活面・就労面を総合的かつ重層的に支える仕組みづくりに配慮する必要があります。

また、今後は、障害者自立支援法による新しいサービス体系によって、障害のある方の雇用・就労をこれまで以上に実現するとともに、職場への定着率を高めるための就職後のケアや精神障害の方への就労支援も必要となっています。

3-4-2 基本的な方向性

障害者自立支援法の下、新しいサービス体系を活用して、働く意欲や能力のある障害のある方の就労支援を充実するとともに、福祉施設から一般就労への移行等を推進します。また、「改正障害者雇用促進法」及び「障害者自立支援法」の施行をふまえ、生活面から就労面までを総合的に支えるため、障害福祉サービスと雇用施策との連携を強化します。

平成17年1月に開設した障害者就業・生活支援準備センターの2年間の実績をみると、精神障害の方については、相談の実績に対して、事業の利用登録、職場実習、就労へとつながるケースが少なく、精神障害の方の就労支援の困難さが浮かび上がっています。今後は、関係機関との連携を一層強化して、就労支援にとどまらず、就労につながる生活支援のノウハウを蓄積していく必要があります。

また、小規模通所授産施設や福祉作業所等の福祉施設利用者の中には就労したものの、職場定着にいたらなかった方も数多くおられ、その就労支援にあたっては、個別の事情に配慮したきめ細かな支援が必要であり、福祉施設との連携強化に努めます。

市役所でも市内の一事業所として障害のある方の雇用や職場実習の機会の提供に努めます。

3-4-3 主な施策・事業の展開

1) 市役所における取り組みの促進

市役所も市内の一事業所として障害のある方の雇用・就労の促進に向けて目標雇用率の達成や職場実習の機会の提供に取り組んでいきます。

事業名	事業内容
市役所の障害者目標雇用率の達成	障害のある方に適した職域開発、職場環境の改善等に努め、平成17年度に実施した身体障害の方を対象とした採用試験を今後も適宜実施し、目標雇用率である3%の達成に努めます。市立施設の指定管理者についても障害のある方の雇用を推進するように働きかけていきます。
市役所における職場実習の機会の提供	障害のある方の就労支援の一環として職場実習の場を提供していく必要があります。今後、障害者就業・生活支援準備センターの登録者、障害者職業能力開発センター「せつつくすのき」の訓練生及び知的障害者通所授産施設「市立ひびき園」の通所者に限定して実習が実施できるよう検討を進めます。

2) 就労への移行を進める支援策の充実

障害者自立支援法の下、授産施設、小規模通所授産施設、福祉作業所を中心に、就労移行支援事業や就労継続支援事業（B（非雇用）型）への移行を推進します。具体的には、知的障害者通所授産施設「市立ひびき園」のこれまでの取り組みを基礎に、ふれあいの里で就労継続支援B（非雇用）型等を実施する多機能型事業所を確保します。

事業名	事業内容
就労移行支援事業	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ A（雇用）型 養護学校卒業者や離職した人等を対象に、雇用契約に基づき働きながら、一般就労も目指す事業です。定員の2割までの範囲で定員とは別に障害のある方以外を雇用することもできます。 ・ B（非雇用）型 年齢や体力面で一般就労が難しい人等を対象に、雇用契約は結ばず、就労機会を提供する事業です。工賃の目標額をサービス提供事業所ごとに定め、その引き上げを図ることとしています。「市立ひびき園」はB（非雇用）型への移行を予定しています。

3) 雇用施策と連携した支援の拡充

雇用施策については、「せつつくすのき」のノウハウを活かした障害者就業・生活支援準備センターの事業や大阪府が進める地域就労支援事業等があります。このような、雇用施策を推進するとともに、障害福祉サービスの就労移行支援事業等と雇用施策の連携を図り就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を拡充します。

特に、職場定着を図っていくためには就職後のケアが課題であり、大阪府の地域生活支援事業のメニューとして「生活支援ワーカー」の配置が取り込まれることになったことから、平成19年度より障害者就業・生活支援準備センターにおける生活面での支援に一層努めていきます。

事業名	事業内容
雇用率制度に基づく雇用の促進	<p>障害者雇用促進法で民間企業、国、地方公共団体は、雇用率制度によって一定の割合以上、障害のある方を雇用しなければならないとされています。</p> <p>障害者雇用促進法改正により、精神障害の方も雇用率制度の算定対象となり、このような状況を周知する必要があります。</p>
地域就労支援事業との連携	公共職業安定所が中心となって、関係機関からなる個別の支援チームを作り、就職に向けた準備から職場定着まで一貫した支援を行っています。

地域就労支援事業との連携	市、茨木公共職業安定所、摂津市商工会、摂津市障害者職業能力開発センター、大阪府総合労働事務所北大阪センター、独立行政法人雇用・能力開発機構大阪センター、同ポリテクセンター等の主催の「摂津市障がい者就職フェア」や各種資格取得のための能力開発講座などの事業の充実を図ります。また、庁内の関係各部署で構成する「地域就労支援計画推進委員会」の機能を強化し、就職困難者等に対する施策・事業の構築・調整及び事業の進行管理などを統括していきます。
障害者職業能力開発センター“せつつくすのき”	摂津市社会福祉事業団が運営する「障害者職業能力開発センター“せつつくすのき”」が、障害のある方の就労に向けた訓練や新たな就労先の開拓に取り組み、大きな成果をあげてきました。期間を1年間とした訓練のほかに、短期職業訓練を実施するなど障害のある方の多様な職業能力開発ニーズに対応できるように努めていきます。
障害者就業・生活支援準備センター	就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することにより、障害のある方の雇用の促進を図る「障害者就業・生活支援センターステップアップ事業」を平成17年1月から社会福祉事業団(せつつくすのき)に委託し、茨木市と共同で取り組んでいます。開設して2年が経過しましたが、就労やトライアル雇用などの大きな成果をあげています。今後、企業や関係機関によるネットワークの更なる拡大・強化を図りながら、就労に向けた相談・支援の拡充に努めます。また、「生活支援ワーカー」の配置により生活面での支援にも一層努めていきます。
ジョブコーチ支援との連携	大阪障害者就業センターが中心となって、知的障害の方、精神障害の方の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチ(職場適応援助者)を派遣し、きめ細やかな人的支援を行っています。本市においても平成18年度に知的障害の方の非常勤採用を行ったことから本制度を活用しています。
トライアル雇用との連携	公共職業安定所の職業紹介により、障害のある方を短期の試行雇用(トライアル雇用)で受け入れることにより、事業主に対し奨励金を支給し、事業主の障害者雇用のきっかけをつくっています。
障害者雇用助成金の支給	障害のある方を公共職業安定所の紹介により常用労働者として雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給期間終了後も継続して雇用している常用労働者300人以下の事業主に対して助成金を支給します。

図 就労移行支援事業と雇用施策の連携

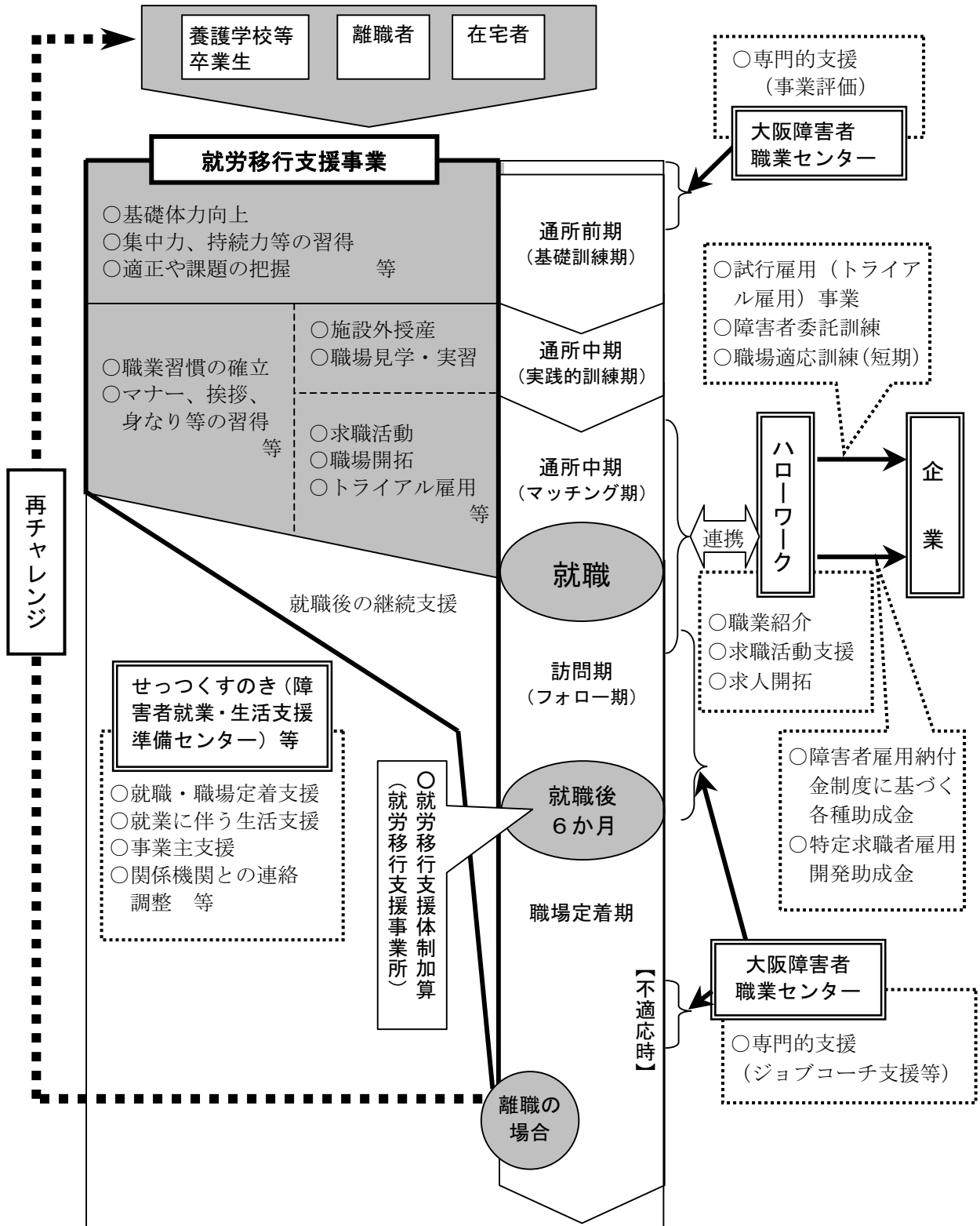
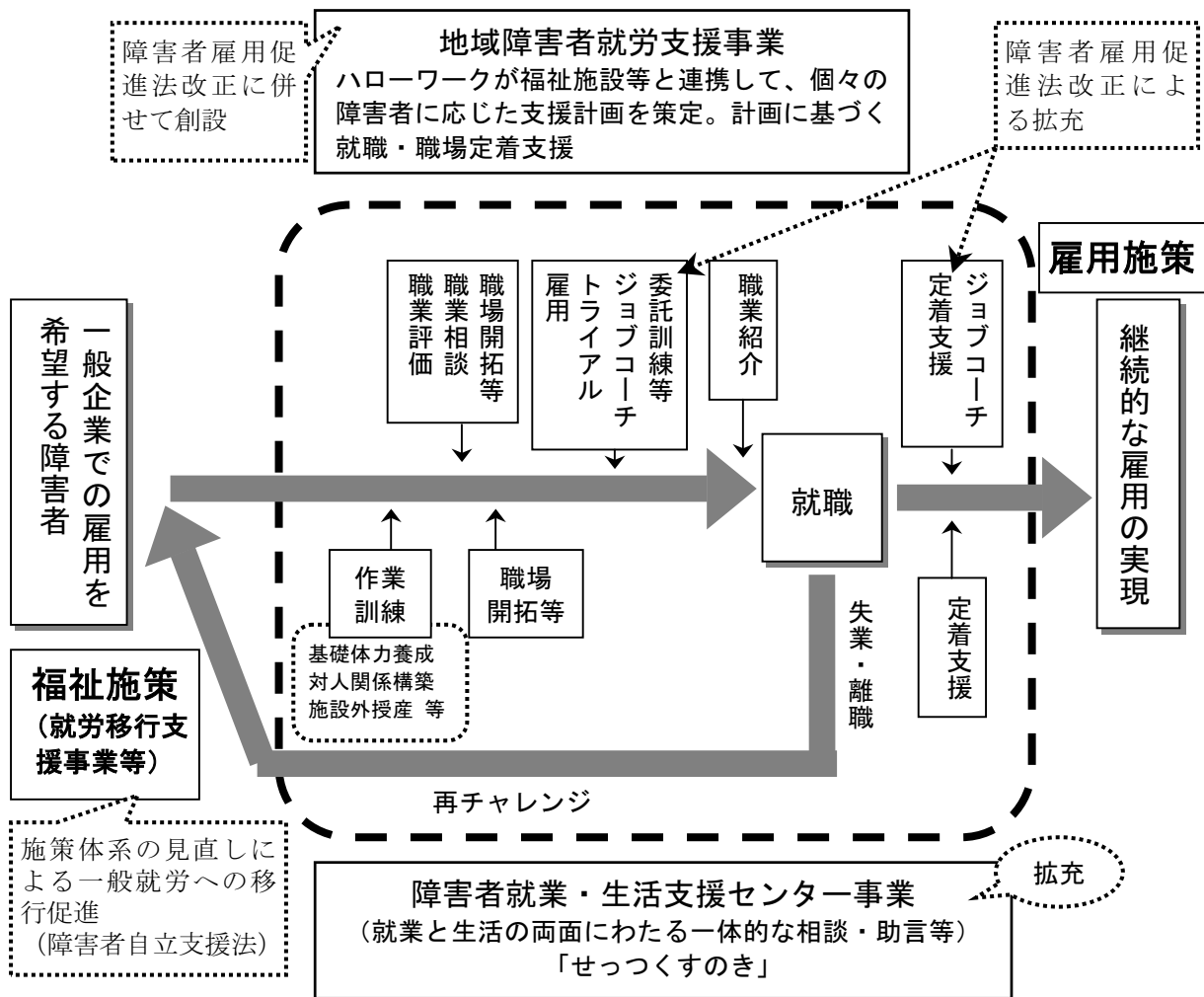


図 福祉施策と雇用施策の連携による就労支援



4) 授産活動の活性化のための支援の充実

障害者自立支援法の下では、障害のある方の所得保障が大きな課題となることから、授産活動を活性化させ、授産施設の通所者の工賃のアップを図っていくための施策を推進します。

市としても引き続き市主催行事等の際に授産製品を購入したり、軽作業の発注を行ったりなど授産活動の支援に努めます。

事業名	事業内容
授産事業开拓員の配置	平成 18 年度から授産製品の販売促進や商品開発の推進等に取り組む授産事業开拓員を配置し、授産事業の収益向上を図ることを目的とした小規模通所授産施設機能強化支援補助金を新設し、授産活動の活性化に努めています。
憩いとふれあいの店「陽だまり」の活用	市内の授産施設等が自主製品の販売の拡充を図るとともに、地域におけるふれあい、交流の場を創出するために、平成 17 年度に正雀駅前商店街の空き店舗を活用し、憩いとふれあいの店「陽だまり」が開店しました。

3-5 相談・サービス利用体制の整備

3-5-1 現状と課題

障害のある方への相談支援として、市役所では身体障害の方、知的障害の方、精神障害の方、障害のある児童について最初の相談を窓口で担い、知的障害の方や障害のある児童に対してはふれあいの里の「市立ひびき園（ウイング）」での対応、身体障害の方に対しては、摂津交流センターバクノ家の「摂津障害者生活支援センターはぁねす」での対応、精神障害の方に対しては「地域活動支援センターあしすと」での対応を行ってきました。

このように、これまで概ね三障害別で実施されてきた相談事業は、障害者自立支援法の下で、都道府県の事業となる一部を除いて地域生活支援事業の市町村事業である「相談支援事業」に包括され、三障害の枠を超えた相談窓口の整備を進める必要があります。

今回、障害者自立支援法により、障害福祉サービスの支給決定・サービス利用が制度化されたことにより、本市でも障害者一人ひとりの適性にそったサービスを計画的に提供できる仕組みを構築することが重要となります。さらに、サービス利用につなげる支援（サービス利用計画作成費）も新たに創設されたことから、各相談支援事業者に対して、ケアマネジメントの手法に基づく、人材の育成が重要となっています。

一方で、「摂津市障害者施策に関する市民アンケート調査」では、制度やサービスの内容を「知らない」や「使いにくい」と回答した人が多く、情報の開示、伝達や説明の質と量に改善すべき点があると考えられます。

このように、関係機関が連携しながら、三障害の枠を超えた総合的な窓口の整備に向け、サービス利用のための新たな相談支援も含め、障害のある方が利用しやすい相談体制を検討する必要があります。

また、利用者負担の軽減については、平成18年10月から市町村事業である移動支援、日中一時支援、障害者デイサービス、訪問入浴サービスや日常生活用具の給付等の地域生活支援事業に月額負担上限額を設定するとともに、介護給付・訓練等給付や補装具と地域生活支援事業を併せた総合負担上限制度を創設し、本市独自の利用者負担の軽減策を実施しています。

市立障害児童センターの知的障害児通園施設「市立つくし園」についても、平成18年10月からの契約制度への移行に伴い、原則定率1割の利用者負担制度が導入されましたが、新制度での月額負担上限額を措置制度時の月額負担額と同等とする本市独自の利用者負担の軽減策を実施しています。

3-5-2 基本的な方向性

これまでも三障害別の相談窓口で各々の連携に努めてきましたが、今後は障害のある方が身近な地域で自立した生活が営めるように、総合的な相談窓口の設置を検討するとともに、既存の窓口についても機能を強化していきます。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、「市立ひびき園（ウイング）」、「摂津障害者生活支援センターはあねす」、「地域活動支援センターあしすと」をはじめ、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設けるなど、関係機関による相談支援のためのネットワークを強化します。

サービス利用については障害者自立支援法の下、適切なケアマネジメントがさらに必要となっています。このため、ケアマネジャーの育成等、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。新制度での利用者負担については、本市独自の軽減策を実施しており、今後の国の動向をみながら利用者負担軽減への対応について検討します。

さらに、障害者自立支援法の施行に伴う新たな制度やサービス内容の周知にも努めます。

3-5-3 主な施策・事業の展開

1) 三障害の総合的な相談支援体制の構築

地域生活支援事業の必須事業である障害者相談支援事業の中で、三障害の総合的な相談支援体制を構築します。

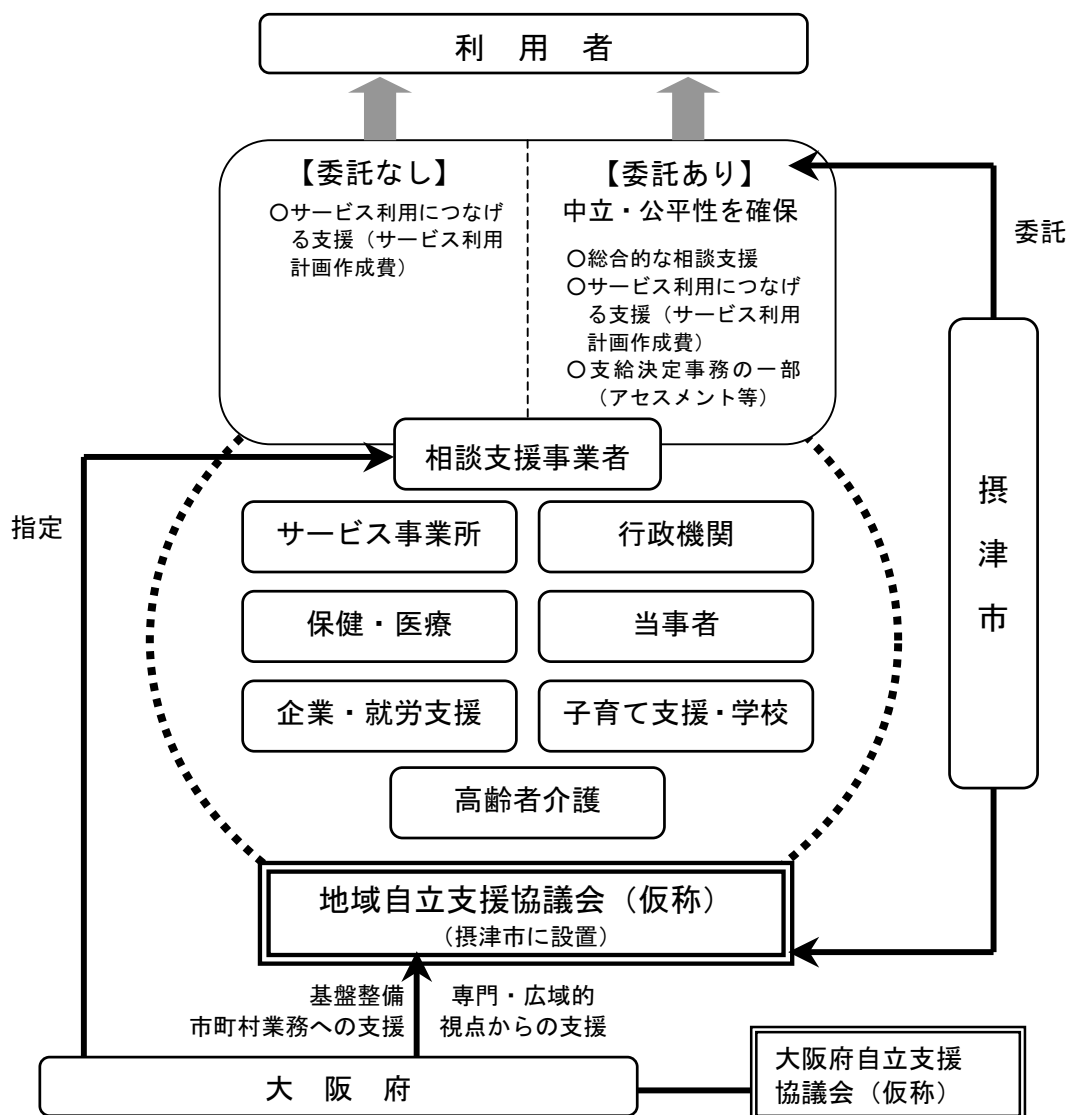
現在、本市では「南千里丘まちづくり構想」に基づく事業が計画されており、この中で「(仮称) コミュニティプラザ複合施設」の整備及びシビックゾーン周辺(旧福祉会館周辺)に関わる公共施設の再配置の検討が進められています。この新たなまちづくりの中で三障害の総合的な相談窓口の設置を検討していきます。

「市立ひびき園(ウイング)」で実施している「障害者サービス利用サポート事業(障害者地域生活支援センターパワーアップ事業)」で「はあねす」、「あしすと」との地域生活支援センター連絡会議を設置しており、この中に、今後、行政も加わり、障害の枠を超えた総合的な相談窓口の整備に向けての協議を進めていきます。

また、同事業に基づいて市内の関係機関が参加して設置している「サービス調整会議」を基盤にして「地域自立支援協議会(仮称)」を設置します。「地域自立支援協議会(仮称)」と地域包括支援センター、家庭児童相談室や教育研究所等との連携も強化します。

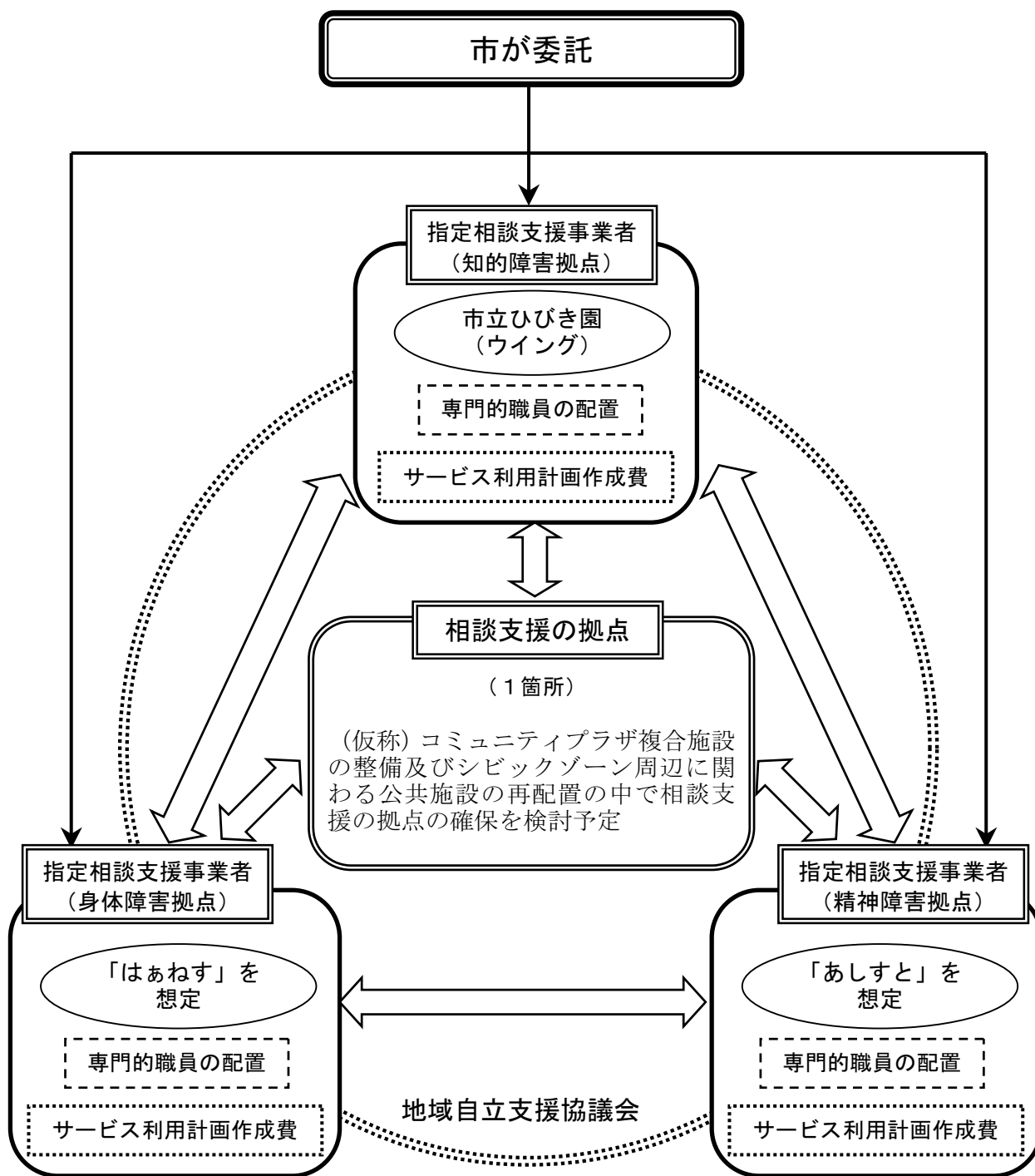
事業名	事業内容
障害者相談支援事業 (地域自立支援協議会の運営等)	障害のある方等の福祉に関する様々な問題に障害のある方等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や障害のある方等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。相談支援事業を実施するに当たっては、地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。障害者地域生活支援センターパワーアップ事業の「サービス調整会議」を基盤にして「地域自立支援協議会(仮称)」を設置します。

図 本市のサービス利用につなげる相談支援体制



* 平成18年2月現在、本市において、大阪府の指定を受け、市が相談支援事業を委託している事業者は「市立ひびき園(ウイング)」のみです。今後、「はあねす」、「あしすと」についても大阪府の指定及び市からの事業委託を行う方向で検討を進めています。

図 本市の相談支援体制（今後のイメージ）



2) 相談支援事業の機能強化

相談支援事業の機能を強化する「相談支援機能強化事業」については、事業の必要性も含めて相談支援事業者と協議しながら検討を進めます。また、知的障害や精神障害の方で判断能力が不十分な方の権利保護のため、成年後見制度の周知を行うとともに、申立を行う親族がない場合には市長が申立を行います。市長申立を行い後見等が決定した方で低所得のため後見人等への報酬支払いが困難な場合に助成する制度について、平成19年度から実施に向けた検討を進めていきます。

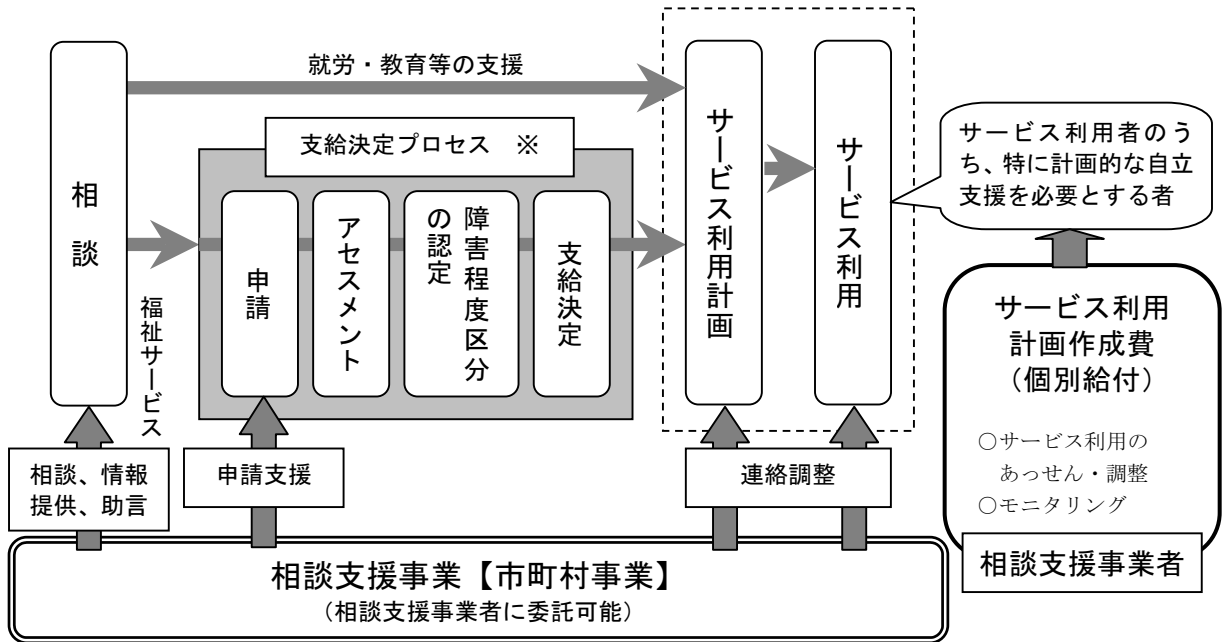
事業名	事業内容
相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市等に配置するものです。専門的な相談支援等を要する困難事例への対応や地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言を行います。専門的職員の配置については、市の特徴を勘案し、地域自立支援協議会等で検討します。
成年後見等開始審判申立事業	親族がない場合等に市長が成年後見等の申立を行います。また、市長申立で後見等が決定した方で報酬の支払いが困難な方に費用を助成します。

3) 障害のある方への支給決定の透明化・明確化

障害程度区分の一次判定や審査会の意見聴取などによって、支給決定のプロセスの透明化・明確化を図ります。

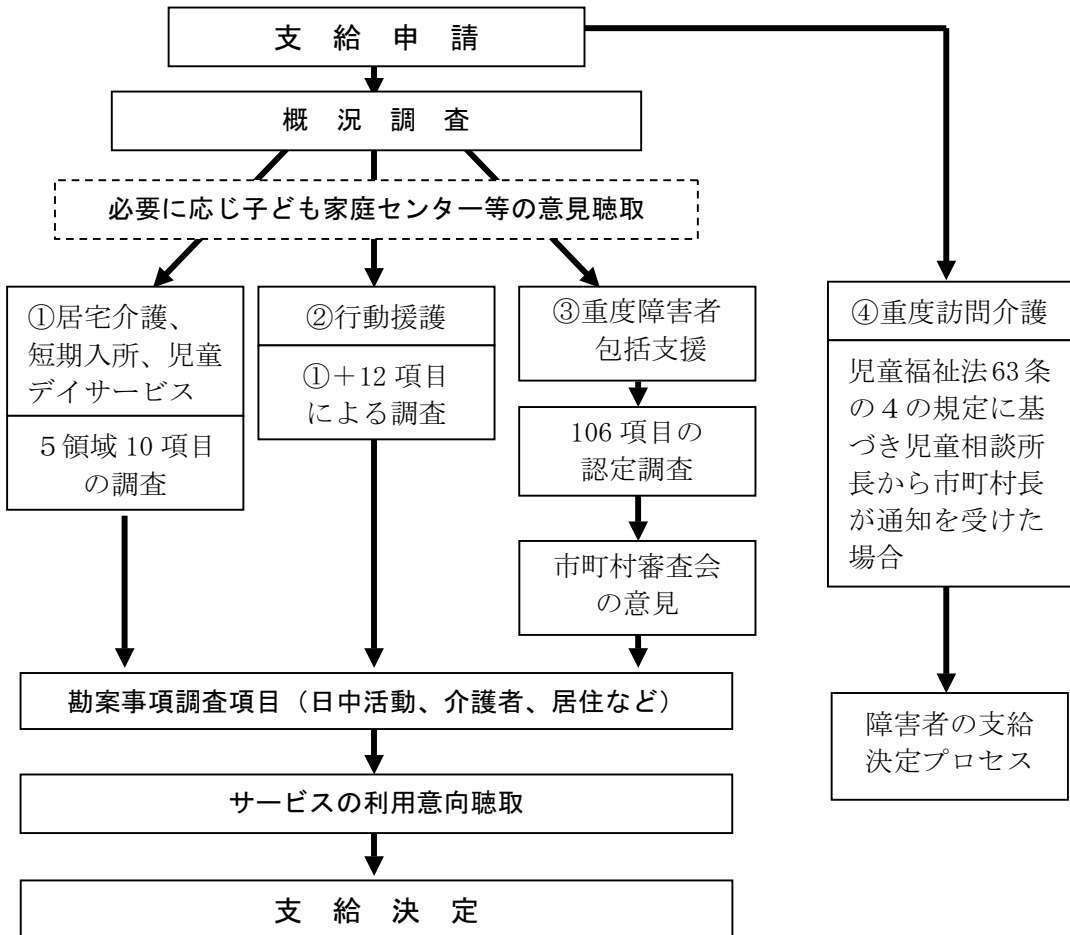
事業名	事業内容
客観的な尺度の導入	サービス利用の必要度に関する客観的な尺度として、障害程度区分が導入されています。障害程度区分は、サービスの必要性を明らかにするために、障害のある方の心身の状態を総合的に示す区分です。
障害福祉サービスの新しい支給決定プロセスの構築	新しい支給決定のプロセスでは、まず、市が支給決定の事前に障害のある方に面接を行い、その調査をもとに、障害程度区分の一次判定が行われ、さらに審査会での審査を経て、最終的に市が支給決定します。障害福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、障害のある方の心身の状況（障害程度区分）、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向、訓練就労に関する評価を把握し、支給決定を行います。サービスを長時間利用する場合、市は審査会に意見を求めます。
障害のある児童の障害福祉サービス等の支給決定	居宅介護、児童デイサービス、短期入所、行動援護の申請があった場合、障害の種類や程度の把握のため調査を行った上で支給の要否及び支給量を決定します。重度障害者等包括支援は概ね15歳以上を対象とし、障害のある方の認定調査と同様に決定します。重度訪問介護は、15歳以上で児童相談所長が利用を認め、市長に通知した場合、障害者の手続きに沿って支給の要否を決定します。

図 相談支援事業とサービス利用計画作成費



※支給決定事務の一部（アセスメント等）について、摂津市から相談支援事業者へ委託可能。

図 障害のある児童の支給決定について



4) 公平で質の高いサービス利用の仕組みづくり

特に計画的な支援を必要とする方を対象として、サービス利用のあっせん・調整などを行うためのサービス利用計画作成費の給付が制度化されたことにより、サービス利用につなげる相談支援を充実します。

サービスの質を確保するため、障害者自立支援法の施行により、各サービス提供事業者にはサービス管理責任者を配置して個別支援計画を策定することが義務づけられました。事業者は利用者ごとの個別支援計画に基づき、一定期間ごとに継続的な評価を行い、必要に応じて計画を見直します。

事業名	事業内容
サービス利用計画作成費の支給	障害福祉サービス利用者のうち、特に計画的プログラムに基づく支援を必要とする方を対象として、指定相談支援事業者から相談支援を受けたとき、サービス利用計画費を支給します。法定の障害福祉サービスに限定せず、法定外のサービス、保健医療、教育、就労等を含め、生活設計を支援します。
ケアマネジメントに係る人材の育成	障害者ケアマネジメントの都道府県研修は、指導者研修と新たに相談支援事業に従事しようとする新規従事者を対象とした従事者研修として今後も実施されることから、事業者が計画的に研修を受講できるように、市としても支援していきます。
個別支援計画策定の義務化	各事業者は利用者ごとにサービス管理責任者による個別支援計画を策定します。サービス管理者は、到達目標の設定、個別プログラムの作成、継続的利用、終了時の評価までを管理します。
苦情への対応	本市では「市立はばたき園」、「市立ひびき園」、「市立身体障害者・老人福祉センター」、「市立障害児童センター」及び「市立みきの路」と市立の障害者（児）福祉施設が多数あります。各施設においては、現在、「苦情解決実施要綱」を定め、苦情解決責任者、苦情受け付け担当者、第三者委員（施設の外部の市民）を設置し、苦情について対応していますが、今後、福祉サービスの第三者評価を積極的に活用するよう取り組んでいきます。 指定事業者・指定施設に対し、常に利用者の人権に配慮し、利用者主体のサービスを提供するように大阪府の指導に市の立場からも協力していきます。
制度やサービス内容の伝達	障害者自立支援法の施行に伴う新たな制度やサービス内容を市民に周知するため、障害者団体をはじめとする関係機関とも連携して、伝達や開示の方法について検討していきます。このような取り組みにより、情報伝達を増やし、行政、サービス提供事業所や利用者がサービスの評価等についてお互いに意見を交換する仕組みの確立を目指します。

5) サービス提供事業者と人材の確保

本市においては、訪問系サービスも含めて市立の福祉施設と社会福祉協議会が中心となって障害のある方への福祉サービス等を提供してきましたが、支援費制度への移行後、訪問系サービスについては民間サービス提供事業者の参入が進んできました。今後も民間事業者を中心にサービス提供事業者の確保に努めるとともに、人材の確保に努めます。

事業名	事業内容
指定管理者制度への対応	本市では、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、当初の5年間については、現在施設の管理運営を委託している団体を指定管理者とすることにしています。これまでも市立の障害者（児）福祉施設では、管理運営の受託法人と協議を行い、経費節減を行う一方で、当事者やその保護者のニーズに応えるべく新しい事業に取り組んできました。今後も一層の経営努力とサービスの質の向上を図るように、運営法人に働きかけていきます。
ガイドヘルパー養成研修の実施	ホームヘルパー、ガイドヘルパー、グループホーム世話人やピアカウンセラーなどの養成研修の充実を大阪府に要望するとともに、市としてもサービス提供事業者に養成研修を積極的に受講するよう働きかけます。また、市町村事業となった移動支援については、専門的な知識を有するガイドヘルパーの養成研修を市で実施できるよう検討します。
民間のサービス提供事業者の育成	障害者自立支援法の施行に伴い、空き教室や空き店舗の活用などの施設基準の緩和や通所サービスへのNPO法人等の参入などの運営主体の緩和が図られました。本市としてもNPO法人をはじめ民間のサービス提供事業者の育成支援のあり方を検討します。

6) 利用者負担の軽減と事業所運営支援

国は平成18年度補正予算で負担感の大きい通所・在宅、障害児世帯を中心とした利用者負担の軽減、日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした激変緩和措置や新法への移行等のための支援など、緊急的な措置をうちだしました。本市では今後さらに国の動向を確実に把握していき、適切な対応を行います。

3-6 市が実施主体となる地域生活支援事業の推進

3-6-1 現状と課題

平成18年10月より、障害者自立支援法の下、地域で障害のある方を支えるサービスとして地域生活支援事業が始まりました。本市では、国が指定する必須事業とともに、障害のある方の自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を実施しています。

必須事業として、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、移動支援事業、日常生活用具給付事業、地域活動支援センター事業があります。本市の独自事業としては、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、障害者デイサービス事業などを実施しています。

なお、現在、必須事業の内、市内に地域活動支援センター事業が未整備となっており、サービス提供事業所への働きかけが必要となっています。

コミュニケーション支援事業としては、手話奉仕員の派遣事業を実施しています。事業の担い手である人材の養成については、手話講習会を入門コース（昼間・夜間の部）および基礎会話コースとして実施しています。また、点字講習会についても実施していますが、要約筆記の講習会が実施できておらず、今後の課題となっています。

3-6-2 基本的な方向性

地域生活支援事業は、障害のある方及び障害のある児童がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、本市の実態や利用者の状況に応じた柔軟な形態で市が効率的・効果的に実施するものです。

必須事業の内、市内で未整備となっている地域活動支援センターについては、精神障害の方の相談業務を行うサービス提供事業所が、今後大阪府の指定を受け、相談支援事業所となる場合などの際に、地域活動支援センターへの移行を働きかけていきます。

移動支援については、地域生活支援事業への移行に伴い、これまでの個別支援に加え、障害のある方が複数で同時に支援を受ける場合や屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへ障害のある方が複数で同時に参加する際の支援などについて、「グループ支援型」等も想定されていることから、今後、柔軟な対応ができるように検討していきます。

日中一時支援については、現在、「市立障害児童センター」、「市立はばたき園」、「市立みきの路」で実施しているものの、長期休暇時や放課後の支援について、学童保育を受けることができない小学校4年生以上の障害のある児童で多くのニーズが存在しています。今後は、日中一時支援の新たなサービス提供事業所が確保できるように働きかけていきます。

3-6-3 主な施策・事業の展開

事業名	事業内容
相談支援事業	<p>障害のある方、障害のある児童の保護者または障害のある方の介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。</p> <p>【参照】 「3-5 相談・サービス利用体制の整備」^⑥</p>
コミュニケーション支援事業	<p>意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害等の方に手話奉仕員の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。市役所福祉事務所に手話通訳者を配置しています。</p>
日常生活用具給付事業	<p>重度の身体障害や知的障害のある方が自力で日常生活を営むための用具の給付を行います。</p> <p>補装具や日常生活用具をはじめ、介護者の負担の軽減にも資する福祉用具について、国・大阪府に働きかけ、品目の追加など制度の充実に努めます。また、大阪府立介護実習・普及センターを活用して福祉用具の情報提供や利用促進を図ります。</p>
移動支援事業	<p>外出及び社会参加が困難な障害のある方に対し、ガイドヘルパーを派遣します。「グループ支援型」の実施など、柔軟な対応ができるように検討していきます。</p>
地域活動支援センター事業	<p>創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。</p> <p>「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施します。基礎的事業に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じ、Ⅰ型～Ⅲ型までの類型が設定されています。</p> <p>Ⅰ型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。</p> <p>Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施します。</p> <p>Ⅲ型：運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模授産施設や福祉作業所の支援を充実します。このほか、Ⅲ型には個別給付事業所に併設するタイプの施設が想定されています。</p>
訪問入浴サービス事業	<p>重度の身体障害の方の生活を支援するため、訪問により居宅において、入浴サービスを提供します。これまでの週1回のサービスを平成19年4月から週2回に拡充できるように努めます。</p>
日中一時支援事業	<p>障害のある方の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や介護負担の軽減を図ります。市立施設以外の新しいサービス提供事業所の確保に努めます。</p>

⑥ 52～55頁の「三障害の総合的な相談支援体制の構築」と「相談支援事業の機能強化」参照

経過的デイサービス事業	地域生活支援事業の障害者デイサービスとして、「市立身体障害者福祉センター」と「とりかい白鷺園」などで実施しています。「市立身体障害者福祉センター」について今後は生活介護への移行を検討します。
声の広報等発行事業	市が発行する広報等の内容を吹き込んだカセットテープを視覚障害の方に送付し、地域生活において必要な情報を定期的に提供します。また、今後はデイジー（デジタル音声情報システム）録音機器による録音を進めていきます。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障害の方に対し、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体障害の方が自ら所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成します。

第4章 障害福祉サービスと地域生活支援事業の目標と見込

1 目標

1-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所から地域生活に移行する方の数値目標は大阪府が示している各施設種類別の「地域移行対象者」の出現率に基づいて算出した人数としました。新たに施設に入所される方も加味して、平成23年度末時点の施設入所者数を7人(9.6%)削減することを目標とします。施設入所者数を国は7.0%以上、大阪府は9.0%以上削減することを基本として示しており、本市では国や大阪府の水準よりも高い9.6%の削減目標となっています。

表 目標値（福祉施設の入所者の地域生活への移行）

項目		数値	考え方
現入所者数（A）		73人	平成17年10月1日時点の入所者数
目標年度入所者数（B）		66人	平成23年度末時点の利用人員見込み
【数値目標】	削減見込 （A-B）	7人 9.6%	差引減少見込み
	地域生活移行者数	16人	施設入所からグループホームやケアホーム等へ移行した人数

1-2 入院中の精神障害の方の地域生活への移行

国においては、「退院可能精神障害者」約7万人の退院促進を図るとともに、医療計画における基準病床数の見直しを進め、全国で約7万床の削減を目指しているところです。また、大阪府では、平成13年度の精神科在院患者調査に基づき、社会的入院950人（大阪市を除く）の解消を第3次障害者計画の目標とし、退院促進支援事業等の実施を通じて在院者の減少（当時の950人中、平成17年度在院者457人）を図っています。さらに、大阪府では、平成17年度の精神科在院患者調査結果から院内寛解者及び寛解者2,226人を退院可能精神障害者とみなし、平成24年度におけるこれらの社会的入院の解消を視野に、平成23年度の退院可能数値目標を1,908人としており、この内、本市に該当する方を目標値とします。

表 目標値（入院中の精神障害の方の地域生活への移行）

項目	数値	考え方
現在	14人	現在の退院可能精神障害者数
【数値目標】減少数	12人	上記の内、平成23年度末までに減少を目指す人数

1-3 福祉施設から一般就労への移行

数値目標の設定にあたっては国から示された「福祉施設から一般就労への移行者を4倍以上とすること」や「就労継続支援利用者のうち3割はA（雇用）型とすること」などの目標を踏まえて算出しています。

表 目標値（福祉施設から一般就労への移行）

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	2人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者
【数値目標】 目標年度の年間一般就労移行者数	9人 4.5倍	平成23年度において施設を退所し、一般就労する者

2 見込量

訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスのそれぞれについて、現在の利用者数を基礎としつつ、訪問系サービスについては、平成16年12月から平成17年1月にかけて実施した「摂津市障害者福祉施策に関する市民アンケート調査」の結果より、実際にサービスを利用する人数を推計し、見込量を算定しています。

日中活動系サービスについては、平成19年1月の団体ヒアリング等で施設や小規模授産施設や福祉作業所の新体系サービスへの移行の考え方を把握し、見込量に反映して算定しています。居住系サービスについては、今後新たに利用が見込まれる方や地域移行の取り組みを見込んで必要なサービス量を算定しています。

2-1 障害福祉サービス

2-1-1 訪問系サービス・短期入所

表 訪問系サービス・短期入所のサービス見込量（月）

サービス種別		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	
訪問系及び短期入所	身体	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	750 時間分	906 時間分	1,062 時間分	1,530 時間分
		短期入所	30 人日分	35 人日分	40 人日分	61 人日分
	知的	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	144 時間分	183 時間分	222 時間分	340 時間分
		短期入所	30 人日分	62 人日分	74 人日分	110 人日分
	精神	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	157 時間分	220 時間分	283 時間分	470 時間分
		短期入所	4 人日分	5 人日分	6 人日分	8 人日分
	障害児	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	117 時間分	134 時間分	154 時間分	280 時間分
		短期入所	4 人日分	11 人日分	15 人日分	27 人日分
	合計	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	1,168 時間分	1,443 時間分	1,721 時間分	2,620 時間分
		短期入所	68 人日分	113 人日分	135 人日分	206 人日分

2-1-2 日中活動系サービス

表 日中活動系サービスのサービス見込量（月）

サービス種別		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	
日中活動系	身体	生活介護	30 人日分	150 人日分	540 人日分	650 人日分
		自立訓練（機能訓練）	0 人日分	0 人日分	30 人日分	30 人日分
		就労移行支援	0 人日分	30 人日分	60 人日分	60 人日分
		就労継続支援（A型）	0 人日分	0 人日分	15 人日分	30 人日分
		就労継続支援（B型）	0 人日分	15 人日分	45 人日分	90 人日分
		旧法施設支援	800 人日分	730 人日分	690 人日分	0 人日分
	知的	生活介護	230 人日分	400 人日分	1,630 人日分	2,400 人日分
		自立訓練（生活訓練）	0 人日分	90 人日分	120 人日分	150 人日分
		就労移行支援	0 人日分	180 人日分	210 人日分	220 人日分
		就労継続支援（A型）	0 人日分	0 人日分	15 人日分	140 人日分
		就労継続支援（B型）	0 人日分	50 人日分	110 人日分	280 人日分
		旧法施設支援	2,700 人日分	2,500 人日分	1,570 人日分	0 人日分
	精神	生活介護	0 人日分	40 人日分	80 人日分	160 人日分
		自立訓練（生活訓練）	0 人日分	30 人日分	40 人日分	120 人日分
		就労移行支援	0 人日分	30 人日分	40 人日分	100 人日分
		就労継続支援（A型）	0 人日分	0 人日分	45 人日分	150 人日分
		就労継続支援（B型）	0 人日分	15 人日分	90 人日分	230 人日分
		旧法施設支援	570 人日分	440 人日分	320 人日分	0 人日分
	合計	生活介護	260 人日分	590 人日分	2,250 人日分	3,210 人日分
		自立訓練（生活訓練）	0 人日分	120 人日分	190 人日分	300 人日分
		就労移行支援	0 人日分	240 人日分	310 人日分	380 人日分
		就労継続支援（A型）	0 人日分	0 人日分	75 人日分	320 人日分
		就労継続支援（B型）	0 人日分	80 人日分	245 人日分	600 人日分
		旧法施設支援	4,070 人日分	3,670 人日分	2,580 人日分	0 人日分
療養介護	1 人分	3 人分	3 人分	4 人分		
児童デイサービス	68 人日分	75 人日分	80 人日分	90 人日分		

2-1-3 居住系サービス

表 居住系サービスのサービス見込量（月）

サービス種別		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	
居住系	身体	共同生活援助 (グループホーム)	0 人分	0 人分	0 人分	1 人分
		共同生活介護 (ケアホーム)				
		施設入所支援	1 人分	7 人分	14 人分	15 人分
		旧法施設入所	16 人分	11 人分	5 人分	0 人分
	知的	共同生活援助 (グループホーム)	15 人分	20 人分	25 人分	39 人分
		共同生活介護 (ケアホーム)				
		施設入所支援	1 人分	40 人分	46 人分	49 人分
		旧法施設入所	56 人分	40 人分	11 人分	0 人分
	精神	共同生活援助 (グループホーム)	8 人分	8 人分	8 人分	11 人分
		共同生活介護 (ケアホーム)				
		施設入所支援	0 人分	1 人分	2 人分	2 人分
		旧法施設入所	2 人分	1 人分	0 人分	0 人分
	合計	共同生活援助 (グループホーム)	23 人分	28 人分	33 人分	51 人分
		共同生活介護 (ケアホーム)				
		施設入所支援	2 人分	48 人分	62 人分	66 人分
		旧法施設入所	74 人分	52 人分	16 人分	0 人分

2-1-4 相談支援（サービス利用計画作成）

表 相談支援（サービス利用計画作成）のサービス見込量（月）

サービス種別		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	
相談支援	身体	サービス利用計画作成	0 人分	3 人分	5 人分	8 人分
	知的	サービス利用計画作成	10 人分	15 人分	18 人分	21 人分
	精神	サービス利用計画作成	0 人分	3 人分	5 人分	12 人分
	合計	サービス利用計画作成	10 人分	21 人分	28 人分	41 人分

2-2 地域生活支援事業

表 地域生活支援事業見込量①（年）

サービス種別		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	
相談支援事業	相談支援事業					
	障害者相談支援事業	1 箇所	2 箇所	2 箇所	3 箇所	
	地域自立支援協議会	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
	市町村相談支援機能強化事業	－ 箇所	－ 箇所	－ 箇所	1 箇所	
	住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）	－ 箇所	－ 箇所	－ 箇所	1 箇所	
	成年後見制度利用支援事業	－ 箇所	－ 箇所	－ 箇所	1 箇所	
コミュニケーション支援事業	利用者見込	聴覚、言語障害 （手帳所持者数）	252 人	256 人	260 人	273 人
		* 内手話通訳 を必要とする者	22 人	22 人	22 人	27 人
		視覚障害（手帳 所持者数）	194 人	197 人	200 人	210 人
	必要総数	手話通訳	24 人日分	72 人日分	108 人日分	168 人日分
		要約筆記	0 人日分	0 人日分	0 人日分	15 人日分

表 地域生活支援事業見込量②（年）

サービス種別		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	
日常生活用具給付等事業	身体	介護訓練支援用具	5 件	7 件	10 件	10 件
		自立生活支援用具	9 件	25 件	30 件	30 件
		在宅療養等支援用具	10 件	15 件	15 件	15 件
		情報・意思疎通支援用具	15 件	20 件	25 件	25 件
		排泄管理支援用具	618 件	1,356 件	1,476 件	1,596 件
		住宅改修費	4 件	5 件	5 件	5 件
	知的	介護訓練支援用具	0 件	1 件	1 件	1 件
		自立生活支援用具	0 件	0 件	0 件	0 件
		在宅療養等支援用具	0 件	0 件	0 件	0 件
	精神	介護訓練支援用具	0 件	0 件	0 件	0 件
		自立生活支援用具	0 件	0 件	0 件	0 件
		在宅療養等支援用具	0 件	0 件	0 件	0 件
	障害児	介護訓練支援用具	2 件	3 件	4 件	5 件
		自立生活支援用具	2 件	3 件	4 件	5 件
		在宅療養等支援用具	2 件	3 件	4 件	5 件
		情報・意思疎通支援用具	2 件	3 件	4 件	5 件
		排泄管理支援用具	162 件	384 件	444 件	504 件
		住宅改修費	1 件	1 件	1 件	1 件
	合計	介護訓練支援用具	7 件	11 件	15 件	16 件
		自立生活支援用具	11 件	28 件	34 件	35 件
		在宅療養等支援用具	12 件	18 件	19 件	20 件
情報・意思疎通支援用具		17 件	23 件	29 件	30 件	
排泄管理支援用具		780 件	1,740 件	1,920 件	2,100 件	
住宅改修費		5 件	6 件	6 件	6 件	

表 地域生活支援事業見込量③（年）

サービス種別		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
移動支援事業	身体	5 箇所	5 箇所	6 箇所	7 箇所
		50 人分	57 人分	64 人分	88 人分
		2,940 時間	6,460 時間	7,100 時間	10,260 時間
	知的	5 箇所	5 箇所	6 箇所	7 箇所
		41 人分	48 人分	55 人分	78 人分
		1,680 時間	4,360 時間	5,660 時間	9,180 時間
	精神	1 箇所	1 箇所	2 箇所	3 箇所
		2 人分	5 人分	8 人分	17 人分
		50 時間	185 時間	320 時間	720 時間
	障害児	5 箇所	5 箇所	6 箇所	7 箇所
		31 人分	32 人分	33 人分	36 人分
		2,355 時間	5,090 時間	5,400 時間	6,360 時間
	合計	16 箇所	16 箇所	20 箇所	24 箇所
		124 人分	142 人分	160 人分	219 人分
		7,025 時間	16,095 時間	18,480 時間	26,520 時間
地域活動支援センター	基礎的事業	0 箇所	1 箇所	1 箇所	3 箇所
		0 人分	15 人分	15 人分	39 人分
	機能強化事業	0 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所
	うち地域活動支援センターⅠ型	0 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所
	うち地域活動支援センターⅡ型	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	うち地域活動支援センターⅢ型	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
施上するその他に実	日中一時支援事業	22 人分	26 人分	30 人分	34 人分
		332 回	396 回	452 回	508 回
	訪問入浴サービス事業	6 人分	7 人分	8 人分	10 人分
		199 回	250 回	300 回	400 回

第5章 計画の推進体制

1 庁内の連携

庁内においては保健福祉部内で「地域福祉計画」を軸にして、各個別の計画の進行管理などを総合的に行う組織の整備に努めます。

本計画の推進にあたっては、庁内の関連部局との連携がこれまで以上に重要であり、公共施設の再配置の検討にあわせて、教育も含めた相談支援の拠点を設置できるよう検討します。

2 障害のある方や住民による取り組みの推進

本計画の進行管理については、「障害者施策推進協議会」において定期的に障害のある方の実態やニーズを把握するための調査・研究を行うとともに、本計画に定められた障害福祉サービス等の数値の見込みや取り組み方策の検証などを行い、常に計画推進状況や推進上の課題が明らかになるよう努めます。

また、住民一人ひとりが障害に関する知識と理解を深め、互いの個性を尊重し助け合う取り組みを推進します。

さらに、障害のある方自らが障害者施策の推進に参画できるように、市役所と当事者団体との活動の連携強化や障害のある方本人やその支援者等と意見交換する場の充実に努めます。

3 サービス提供事業者や民間事業者の役割

障害者自立支援法の下、新たな社会福祉法人、NPO法人や民間サービス事業者の参入によって運営主体の多様化が進むものと思われます。本市では先駆的な事業構想に対し、行政が場の確保や人材のコーディネートなどの支援を行うことにより事業化を図るなど、新たな発想による育成支援のあり方について検討を進めます。また、量だけでなく質を確保するために、サービス提供事業者の適切な育成が図られるよう支援します。

さらに、障害のある方が社会的に自立した生活を送るためには、経済的自立を果たすとともに、就労を通じた自己実現・社会参加を果たすことが重要となります。そのため、企業においては、法定雇用率達成の視点だけでなく、障害のある方が安心して就労できる就労環境や雇用条件の整備、障害のある方が従事できる職種の確保などの強化が求められます。市役所においてこれまでと同様に積極的な障害者雇用を推進するとともに、一般の企業における障害のある方の雇用促進を図ります。

4 計画の広報・啓発活動

本計画の周知を図るため、「広報せつつ」・「広報せつつおしらせ版」や市のホームページで公表するとともに、本計画の概要版の配布や高齢者障害者福祉課などで情報を発信します。また、本計画の相談・サービス利用体制の整備に描いたように、障害のある方の福祉に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う場を設置していきます。

5 近隣市町との連携の強化

本市の場合、隣接している茨木市と「三島障害者圏域^⑦」を形成しており、公共職業安定所（ハローワーク）や保健所は茨木市内にあります。

国事業への移行を目指し、大阪府の事業として取り組んでいる「障害者就業・生活支援ステップアップ事業」は茨木市と共同で実施しています。

また、当初は大阪府の事業として取り組まれ、その後国の事業となり、平成18年10月から都道府県の地域生活支援事業となった「精神障害者退院促進支援事業」についても茨木保健所や茨木市と連携して取り組んでいます。

「精神障害者ホームヘルパー養成研修」も茨木市と協力して取り組んできました。

このように、雇用や精神障害福祉の分野ではこれまでも茨木市をはじめとして、茨木市内の公共職業安定所や保健所などの行政機関と連携してきましたが、特に、精神障害の保健・福祉分野において、本市には精神科の医療機関が1箇所だけと社会資源が限られていることから、障害者圏域内の行政機関との連携を強化していきます。

^⑦ 当初、高槻市と「三島東障害保健福祉圏域」を形成していた島本町も高槻市が中核市に移行後、「三島障害保健福祉圏域」に含まれています。

資料

計画策定の経緯

日程		会議の名称等	報告・議事内容等
平成十七年	平成16年12月～ 平成17年1月	「摂津市障害者福祉施策に関する市民アンケート調査」の実施	
	6月10日(土) 14:00～16:00	摂津市障害者施策推進協議会	●市民アンケート調査の結果について
平成十八年	3月23日(木) 13:00～16:00	摂津市障害者施策推進協議会	●「摂津市障害者施策に関する新長期行動計画(案)」の承認について ●障害者自立支援法の準備状況について ●障害福祉計画の取り組みについて
	8月17日(木) 13:00～15:00	大阪府ヒアリング	●障害福祉計画サービス見込量について
	12月4日(月) 14:00～16:00	摂津市障害者施策推進協議会	●摂津市障害者(児)施策の提言について ●障害者自立支援法の実施状況について ●「第1期摂津市障害福祉計画骨子案」について
平成十九年	1月15日(月) 1月18日(木) 1月20日(土)	障害者(児)団体ヒアリング	●障害福祉計画等についての意見を把握 ・摂津市手をつなぐ親の会 ・摂津市肢体不自由児者父母の会 ・(福)あけぼの福祉会 ・つながりの会、自閉症児を持つ親の会クローバー ・(福)光摂会 ・摂津市身体障害者福祉協会
	3月1日(木) 14:00～16:00	摂津市障害者施策推進協議会	●「第1期摂津市障害福祉計画(案)」について
	3月12日(月)～ 3月23日(金)	パブリックコメント	●「第1期摂津市障害福祉計画(案)」について市民の意見を把握

摂津市障害者施策推進協議会

○ 摂津市障害者施策推進協議会条例

昭和51年6月28日

条例第19号

〔注〕 平成17年から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第26条第4項の規定に基づき、摂津市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平17条例36・一部改正)

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 関係団体の代表者

(3) 学識経験を有する者

(4) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 学識経験を有する者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。

4 協議会に特別の事項を調査審議させるため、5名以内の専門員を置くことができる。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(平17条例36・一部改正)

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平17条例36・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月31日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年条例第16号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成17年6月29日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

○ 摂津市障害者施策推進協議会条例施行規則

昭和51年6月28日
規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、摂津市障害者施策推進協議会条例(昭和51年摂津市条例第19号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 摂津市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、会議において必要と認めるときは、専門員又は会議の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第3条 協議会の庶務は、保健福祉部高齢者障害者福祉課において処理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月30日規則第6号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第14号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成11年8月31日規則第16号) 抄
(施行期日)

1 この規則は、平成11年9月1日から施行する。

○ 摂津市障害者施策推進協議会委員名簿

平成19年3月1日現在（順不同・敬称略）

区 分	氏 名	団 体（役職名）
学識経験者	◎ 小倉 襄二	同志社大学名誉教授
	○ 加藤 博史	龍谷大学短期大学部教授
関係団体の代表者	山中 隆	摂津市身体障害者福祉協会
	稲田 通子	摂津市手をつなぐ親の会
	今城 秋子	摂津市肢体不自由児者父母の会
	田中 清	あけぼの福祉会
	梶村 源二	摂津市社会福祉協議会
	三宅 昭夫	摂津市人権擁護委員
	下野 英世	摂津市医師会
	黒本 成人	摂津市医師会
	中西 徹	摂津市歯科医師会
	阪田 雅克	摂津市商工会
	村上 弘二	摂津市人権協会
	田口 伸一	連合大阪吹摂地区協議会
関係行政機関の職員	吉岡 芳一	吹田子ども家庭センター所長
	柳 尚夫	大阪府茨木保健所長
	中尾 五夫	茨木公共職業安定所長
	羽原 修	摂津市教育委員会教育総務部長
	堀口 賢司	摂津市保健福祉部長

* 区分欄の◎は会長、○は会長職務代理者

障害者自立支援法要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、障害者基本法の基本的理念のっとり、他の障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とすること。(第一条関係)

二 市町村等の責務

1 市町村は、障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うとともに、障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと等の責務を有すること。(第二条第一項関係)

2 都道府県は、自立支援給付等が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うとともに、市町村と協力して障害者等の権利の擁護のための必要な援助等を行うこと等の責務を有すること。(第二条第二項関係)

3 国は、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う責務を有すること。(第二条第三項関係)

三 国民の責務

すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならないこと。(第三条関係)

四 定義

1 障害者及び障害児

「障害者」とは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者(知的障害者を除く。)のうち十八歳以上である者をいい、「障害児」とは、児童福祉法に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満である者をいうこと。(第四条第一項及び第二項関係)

2 障害程度区分

「障害程度区分」とは、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいうこと。(第四条第四項関係)

3 障害福祉サービス等

「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設等において行われる施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービス(以下「施設障害福祉サービス」という。))を除く。)を行う事業をいうこと。(第五条第一項関係)

第二 自立支援給付

一 自立支援給付

自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給とすること。(第六条関係)

二 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

1 市町村審査会

障害程度区分及び支給要否決定に関する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護給付費等の支給に関する審査会(以下「市町村審査会」という。)を置くこと。(第十五条関係)

2 支給決定等

(1) 介護給付費等の支給決定

ア 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定を受けなければならないこと。(第十九条第一項関係)

イ 支給決定は、原則として居住地を有する市町村が実施し、障害者支援施設等に入所している障害者については、入所前に有した居住地の市町村が実施すること。(第十九条第二項及び第三項関係)

(2) 申請

支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村に申請をしなければならないこと。市町村は、障害程度区分の認定及び支給要否決定を行うため、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の心身の状況、置かれている環境等について調査することとし、市町村は当該調査を指定相談支援事業者等に委託することができること。(第二十条関係)

(3) 障害程度区分の認定

市町村は、市町村審査会が行う障害程度区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分の認定を行うこと。(第二十一条関係)

(4) 支給要否決定等

ア 市町村は、障害者等の障害程度区分、介護者の状況、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事項を勘案して支給要否決定を行うこと。(第二十二條第一項関係)

イ 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、市町村審査会又は身体障害者更生相談所等の意見を聴くことができること。(第二十二條第二項関係)

ウ 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位とする期間において介護給付費等を支給す

る障害福祉サービスの量を定めること。(第二十二條第四項関係)

エ 支給決定は、有効期間内に限り、その効力を有すること。そのほか、支給決定の変更、取消し等に関し必要な事項を定めること。(第二十三條から第二十七條まで関係)

3 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給

(1) 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給

ア 介護給付費及び特例介護給付費の支給は、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護（医療に係るものを除く。）、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護又は施設入所支援に関する費用の給付とすること。(第二十八條第一項関係)

イ 訓練等給付費及び特例訓練等給付費は、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に関する費用の給付とすること。(第二十八條第二項関係)

(2) 介護給付費又は訓練等給付費

ア 市町村は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が、都道府県知事が指定する指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設等（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）から指定障害福祉サービス等を受けたときは、介護給付費又は訓練等給付費を支給すること。(第二十九條第一項関係)

イ 介護給付費又は訓練等給付費の額は、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額とすること。(第二十九條第三項関係)

ウ 支給決定障害者等が同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用の額の合計額から介護給付費及び訓練等給付費の合計額を控除して得た額が、家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該同一の月における介護給付費又は訓練等給付費の額は、イにより算定した費用の額の百分の九十に相当する額を超え百分の百に相当する額以下の範囲内において政令で定める額とすること。(第二十九條第四項関係)

エ 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等から指定障害福祉サービス等を受けたときは、市町村は、介護給付費又は訓練等給付費について、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができること。(第二十九條第五項関係)

(3) 特例介護給付費又は特例訓練等給付費

市町村は、支給決定障害者等が基準該当障害福祉サービスを受けたときその他必要があると認めるときは、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができること。(第三十條関係)

4 サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

(1) サービス利用計画作成費

市町村は、厚生労働省令で定める数以上の種類の障害福祉サービスを利用する者その他の障害者であって市町村が必要と認めたものが、都道府県知事が指定する相談支援事業者から指定相談支援を受けたときは、サービス利用計画作成費を支給すること。(第三十二條関係)

(2) 高額障害福祉サービス費

市町村は、支給決定障害者等が受けた障害福祉サービス及び介護保険の介護給付等対象サービスに要した費用の合計額から当該費用につき支給された介護給付費等及び介護保険の介護給付等の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、高額障害福祉サービス費を支給すること。(第三十三條関係)

(3) 特定障害者特別給付費

市町村は、施設入所支援等に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める特定障害者が、障害者支援施設等から特定入所サービスを受けたときは、当該障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要した費用について、特定障害者特別給付費を支給すること。(第三十四條関係)

(4) 特例特定障害者特別給付費

市町村は、特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けた場合等において必要があると認めるときは、基準該当施設等における食事の提供及び居住に要した費用について、特例特定障害者特別給付費を支給することができること。(第三十五條関係)

5 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者 (1) 指定障害福祉サービス事業者の指定

ア 指定障害福祉サービス事業者の指定は、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所ごとに都道府県知事が行うこと。(第三十六條第一項関係)

イ 都道府県知事は、申請に係る事業所が人員、設備及び運営に関する基準を満たしていないとき、申請者及び役員等が指定を取り消されてから五年を経過していないとき等に該当するときは指定をしないこと。(第三十六條第三項関係)

ウ 就労継続支援その他の特定障害福祉サービスの申請はサービス量を定めてするものとし、当該申請に係るサービス量が、都道府県障害福祉計画において定める必要な量に既に達している場合等は、都道府県知事は指定をしないことができること。(第三十六條第二項及び第四項関係)

(2) 指定障害者支援施設の指定

ア 指定障害者支援施設の指定は、設置者の申請により、施設障害福祉サービスの種類及び入所定員を定めて、都道府県知事が行うこと。この場合においては、(1)イを準用すること。(第三十八條第一項及び第三項関係)

イ 申請に係る指定障害者支援施設の入所定員の総数が、都道府県障害福祉計画において定める必要入所定員総数に既に達している場合等は、都道府県知事は指定をしないことができること。(第三十八條第二項関係)

(3) 指定相談支援事業者の指定

指定相談支援事業者の指定については、(1)を準用すること。(第四十條関係)

(4) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者の責務

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者（以下「指定事業者等」という。）は、市町村その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービス又は相談支援を、障害者等の意向、適性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならないこと等の責務を有すること。(第四十二條関係)

(5) 指定障害福祉サービスの事業、指定障害者支援施設等及び指定相談支援の事業の基準

指定事業者等は、人員、設備及び運営に関する基準に従って、指定障害福祉サービス等又は指定相談支援を提供しなければならないこと。(第四十三条から第四十五条まで関係)

(6) 指定の取消し等

都道府県知事は、指定事業者等が人員、設備及び運営に関する基準に従って適正な事業の運営をしていないと認めるとき等は、勧告、公表、命令等を行うことができることとともに、指定の取消し、指定の効力の停止を行うことができること。(第四十九条及び第五十条関係)

三 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給

1 自立支援医療費の支給認定

(1) 自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村又は都道府県(以下「市町村等」という。)の自立支援医療費を支給する旨の認定を受けなければならないこと。(第五十二条関係)

(2) 市町村等は、障害者等の心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。(第五十四条関係)

(3) そのほか、支給認定の有効期間、支給認定の変更、取消し等に関し必要な事項を定めること。(第五十五条から第五十七条まで関係)

2 自立支援医療費の支給

市町村等は、支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者が、都道府県知事が指定する指定自立支援医療機関から自立支援医療を受けたときは、自立支援医療費を支給すること。(第五十八条関係)

3 指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の指定は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により、自立支援医療の種類ごとに行うこと。(第五十九条関係)

4 指定自立支援医療機関の責務等

(1) 指定自立支援医療機関は、良質かつ適切な自立支援医療を行わなければならないこと。(第六十一条関係)

(2) 都道府県知事は、指定自立支援医療機関が(1)に従って自立支援医療を行っていないと認めるとき等は、勧告、公表、命令等を行うことができることとともに、指定の取消し、指定の効力の停止を行うことができること。(第六十七条及び第六十八条関係)

5 療養介護医療費の支給

市町村は、療養介護に係る支給決定を受けた障害者が、指定障害福祉サービス事業者等から療養介護医療を受けたときは、当該療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費を支給すること。(第七十条関係)

6 基準該当療養介護医療費の支給

市町村は、療養介護に係る支給決定を受けた障害者が、基準該当施設等から療養介護医療を受けたときは、基準該当療養介護医療費を支給すること。(第七十一条関係)

四 補装具費の支給

市町村は、障害者等の障害の状態からみて、補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるとき(障害者等又はその世帯員の所得が政令で定める基準以上であるときを除く。)は、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給すること。(第七十六条関係)

第三 地域生活支援事業

一 市町村の地域生活支援事業

市町村が行う事業として、障害者、障害児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を供与するとともに、障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業等を定めること。(第七十七条関係)

二 都道府県の地域生活支援事業

都道府県が行う事業として、特に専門性の高い相談支援事業その他の広域的な対応が必要な事業等を定めること。(第七十八条関係)

第四 事業及び施設

一 事業

1 国及び都道府県以外の者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出て、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを経営する事業及び福祉ホームを経営する事業を行うことができること。(第七十九条第二項関係)

2 厚生労働大臣は、地域活動支援センター、福祉ホーム等の設備及び運営について、基準を定めること。(第八十条第一項関係)

二 施設

1 国、都道府県及び市町村以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、障害者支援施設を設置することができること。(第八十三条第四項関係)

2 厚生労働大臣は、障害者支援施設の設備及び運営について、基準を定めること。(第八十四条第一項関係)

第五 障害福祉計画

一 基本指針

厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めること。(第八十七条関係)

二 市町村障害福祉計画

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めること。当該計画においては、各年度における指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、見込量の確保のための方策等を定めること。(第八十八条関係)

三 都道府県障害福祉計画

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めること。当該計画においては、区域ごとの各年度における指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、見込量の確保のための方策、従事者の確保等のための措置、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数等を定めること。（第八十九条関係）

第六 費用

一 都道府県の負担及び補助

1 都道府県は、市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担すること。（第九十四条第一項関係）

- (1) 市町村が支弁する障害福祉サービスに係る給付費の支給に要する費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして当該支給に係る障害者等の障害程度区分ごとの人数その他の事情を勘案して算定した額（以下「障害福祉サービス費等負担対象額」という。）の百分の二十五
- (2) 市町村が支弁する自立支援医療費等及び補装具費の百分の二十五

2 都道府県は、予算の範囲内において、市町村の地域生活支援事業に要する費用の百分の二十五以内を補助することができること。（第九十四条第二項関係）

二 国の負担及び補助

1 国は、次に掲げるものを負担すること。（第九十五条第一項関係）

- (1) 障害福祉サービス費等負担対象額の百分の五十
- (2) 市町村が支弁する自立支援医療費等及び補装具費の百分の五十
- (3) 都道府県が支弁する自立支援医療費の百分の五十

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げるものを補助することができること。（第九十五条第二項関係）

- (1) 市町村が行う介護給付費等の支給決定に係る事務の処理等に要する費用の百分の五十以内
- (2) 市町村及び都道府県の地域生活支援事業に要する費用の百分の五十以内

第七 審査請求

市町村長の介護給付費等に係る処分不服がある障害者又は障害児の保護者は、都道府県知事に対し審査請求をすることができることとする。同時に、都道府県知事は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者等から任命する委員で構成される障害者介護給付費等不服審査会を置くことができること。（第九十七条及び第九十八条関係）

第八 施行期日

この法律は、平成十八年四月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行すること。（附則第一条関係）

一 第十二の一 公布日

二 第一の四の3（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第二の一（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二の二の3（介護給付費及び特例介護給付費（重度訪問介護、療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援、共同生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）並びに訓練等給付費及び特例訓練等給付費（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に係るものに限る。）の支給に係る部分に限る。）、第二の二の4（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二の二の5（指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第二の三（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第二の四、第三、第四（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五及び第六（療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに第九の一の2、第九の二の3、第十の三、第十一の三、第十一の四、第十二の三、第十二の四（3を除く。）、第十二の五（精神障害者社会復帰施設に係る部分に限る。）及び第十三の二 平成十八年十月一日

第九 経過措置に関する事項

一 旧法施設等に関する経過措置

1 施行日において現に身体障害者福祉法により指定を受けた医療機関及び精神障害者通院医療を担当するものとして一定の基準に該当する医療機関は、同日に指定自立支援医療機関の指定があったものとみなすこと。（附則第十四条関係）

2 平成十八年十月一日において現に存する身体障害者更生援護施設又は知的障害者援護施設であって、旧身体障害者福祉法又は旧知的障害者福祉法に基づく指定を受けている旧法指定施設については、平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日の前日までの間は、当該施設で行われるサービス（旧法施設支援）については障害福祉サービスとみなし、当該施設については、平成十八年十月一日に指定があったものとみなし、支給決定障害者等が旧法指定施設から旧法施設支援を受けたときは、介護給付費を支給すること。（附則第二十条及び第二十一条関係）

二 旧法に基づく受給者に関する経過措置

1 施行日において現に旧身体障害者福祉法等に基づき更生医療の費用の支給等を受けている障害者等については、同日に、自立支援医療費の支給認定を受けたものとみなすこと。（附則第四条関係）

2 施行日において現に旧身体障害者福祉法等に基づき居宅生活支援費の支給決定を受けている障害者等については、同日に、介護給付費等の支給決定を受けたものとみなすこと。（附則第八条関係）

3 平成十八年十月一日において現に旧法指定施設に入所し旧身体障害者福祉法等に基づき施設訓練等支援費を受けていた特定旧法受給者については、平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日までの間に限り、引き続き当該施設等に入所している間（指定の取消しその他やむを得ない理由により継続して他の施設等に入所している間を含む。）は、支給決定を受けた障害者とみなして、旧法指定施設から受けた指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用について、別に厚生労働大臣が定める基準により算定した額により、介護給付費又は訓練等給付費を支給すること。（附則第二十二条関係）

第十 児童福祉法の一部改正

一 育成医療に関する事項（附則第二十五条関係）

この法律による自立支援医療費の施行に伴い、育成医療に係る規定を削除すること。

二 居宅生活支援費に関する事項（附則第二十五条関係）

この法律による介護給付費等の施行に伴い、居宅生活支援費及び指定居宅支援事業者等に係る規定を削除すること。

三 障害児施設給付費等に関する事項（附則第二十六条関係）

1 障害児施設給付費等

(1) 都道府県は、給付決定に係る障害児が、都道府県が指定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設又は指定医療機関（以下「指定知的障害児施設等」という。）から障害児施設支援を受けたときは、障害児施設給付費を支給すること。

(2) 障害児施設支援の費用の負担が著しく高額となる場合に、高額障害児施設給付費を支給するとともに、保護者の所得の状況その他の事情をしん酌して、当該保護者に対して特定入所障害児食費等給付費を支給すること。

2 指定知的障害児施設等

指定知的障害児施設等の指定は、設置者の申請により都道府県知事が行うこととし、人員、設備及び運営に関する基準、指定の取消し等について必要な事項を定めること。

3 障害児施設医療費

都道府県は、給付決定に係る障害児が、指定知的障害児施設等（病院等に限る。）において、障害児施設支援のうち治療に係るものを受けたときは、障害児施設医療費を支給すること。

第十一 身体障害者福祉法の一部改正

一 更生医療に関する事項（附則第三十四条関係）

この法律による自立支援医療費の施行に伴い、更生医療に係る規定を削除すること。

二 居宅生活支援費に関する事項（附則第三十四条関係）

この法律による介護給付費等の施行に伴い、居宅生活支援費及び指定居宅支援事業者等に係る規定を削除すること。

三 身体障害者施設支援に関する事項（附則第三十五条及び第四十一条関係）

この法律による介護給付費等の施行に伴い、施設訓練等支援費及び身体障害者更生施設等に係る規定を削除するとともに、平成十八年十月一日において現に存する身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設に限る。）については、平成二十四年三月三十一日までの政令で定める日の前日までの間は、なお従前の例により運営できること。

四 補装具に関する事項（附則第三十五条関係）

この法律による補装具費の施行に伴い、補装具に係る規定を削除すること。

第十二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正

一 精神分裂病の呼称を統合失調症へ変更すること。（附則第四十四条関係）

二 通院医療に関する事項（附則第四十五条関係）

この法律による自立支援医療費の施行に伴い、通院医療に係る規定を削除すること。

三 精神病院等に対する指導監督体制の見直しに関する事項（附則第四十六条関係）

1 精神医療審査会の委員構成の見直し

精神医療審査会は、その合議体を構成する五名の委員を一定の条件の範囲内で定めることができるものとする。

2 改善命令等に従わない精神病院の管理者に関する公表制度等の導入

厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神病院の管理者が改善命令等に従わない場合において、その旨を公表することができること等とする。

四 精神障害者の適切な医療等の確保に関する事項

1 緊急時における入院等に係る診察の特例措置（附則第四十六条関係）

一定の要件を満たす医療機関における医療保護入院、応急入院等につき、緊急その他やむを得ない場合において、精神保健指定医以外の一定の要件を満たす医師の診察により、その適否を判断し、一定時間を限り入院等をさせることができるものとする。

2 任意入院者の適切な処遇の確保（附則第四十六条関係）

都道府県知事は、条例で定めるところにより、改善命令を受けたことがある等の精神病院の管理者に対し、一定の基準に該当する任意入院者について、その病状等の報告を求めることができるものとする。

3 市町村における相談体制の強化（附則第四十五条関係）

市町村は、精神障害者の福祉に関する相談等に応じなければならないものとするとともに、精神保健福祉に関する相談等を行う精神保健福祉相談員を置くことができるものとする。

五 精神障害者居宅生活支援事業及び精神障害者社会復帰施設に関する事項（附則第四十五条、第四十六条及び第四十八条関係）

この法律による介護給付費等の施行に伴い、精神障害者居宅生活支援事業及び精神障害者社会復帰施設に係る規定を削除するとともに、平成十八年十月一日において現に存する精神障害者社会復帰施設（政令で定めるものを除く。）については、平成二十四年三月三十一日までの政令で定める日の前日までの間は、なお従前の例により運営できること。

第十三 知的障害者福祉法の一部改正

一 居宅生活支援費に関する事項

この法律による介護給付費等の施行に伴い、居宅生活支援費及び指定居宅支援事業者等に係る規定を削除すること。（附則第五十一条関係）

二 知的障害者施設支援に関する事項

この法律による介護給付費等の施行に伴い、施設訓練等支援費及び知的障害者更生施設等に係る規定を削除するとともに、平成十八年十月一日において現に存する知的障害者援護施設（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮に限る。）については、平成二十四年三月三十一日までの政令で定める日までの間は、なお従前の例により運営できること。（附則第五十二条及び第五十八条関係）

第十四 関係法律の一部改正等に関する事項（附則第六十一条から第二百二十二条まで関係）

一 社会福祉法の一部改正（附則第六十一条から第六十三条まで関係）

障害者支援施設及び地域活動支援センター等を経営する事業並びに障害福祉サービス事業を社会福祉事業とすること。

二 第九から第十三まで及び第十四の一に掲げるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

第 1 期摂津市障害福祉計画

平成 19 年 3 月

発行 摂津市保健福祉部高齢者障害者福祉課
大阪府摂津市三島一丁目 1 番 1 号

TEL 06-6383-1111 (大代表)

072-638-0007 (代表)

FAX 06-6383-9031

